公共政策学と未来の話をしましょう：第 22 回研究大会へのお誘い

2018 年度企画委員長　窪田　好男

2018 年度の研究大会となる第 22 回研究大会は、6 月 16 日 (土) ・17 日 (日) に桜美林大学大学 (東京都町田市) で開催されます。共通テーマは「公共政策学と未来」です。国際情勢や社会の変化が急な中、未来はどのようになるのか、その未来の創造に大きな影響を及ぼす公共政策と公共政策を産み出す政策決定システムの現状と未来はどうなっているのか、そしてそれらをよい方向に導こうとする公共政策学の未来はどのようになるのか。年に一度、会員が集う研究大会で活発な議論を行いたいと思います。

1 日目の午前中は若手報告セッションです。8 名の若手会員が 4 つのセッションに分かれて報告します。学会報告表彰制度が若手報告を対象に今回大会から導入されます。多くの会員の方に、未来の公共政策学を担う若手の報告を聞いていただきたいと思います。

第 1 日目の午後の個別テーマセッションⅠでは、企画委員会セッションとして、地方議会の選挙制度改革、小さな自治体の未来、健康長寿社会の実現という 3 つのテーマを設定しました。また自由公募セッションを 2 つ設定しています。

共通論題Ⅰでは、公共政策学の未来を議論し、方向性や目標を探るという趣旨で、公共政策学の主要な関連分野である、法学、政治学、行政学、経済学などの分野から報告者に出ていただき、これからの公共政策学について考える機会としたいと思います。

2 日目の午前中は個別テーマセッションⅡです。企画委員会セッションを 3 つ設定して、環境政策、観光政策、ゲーミング・シミュレーションを用いた公共政策学の教育について議論したいと思います。また、自由公募セッションを 2 つ設定し、財政問題や政策過程について議論したいと思います。

2 日目の午後の個別テーマセッションⅢでは、企画委員会セッションを 3 つ設定しています。官学連携について大学と実務を行き来した経験を持つ方を報告者に迎えたセッション、危機管理についてのセッション、そして、1 日目の共通論題Ⅰと対になる位置付けで、顧問の先生方を迎えて、公共政策学のこれまでの蓄積とは何かを探る、ラウンドテーブルディスカッションのセッションを設定しています。この時間帯には、自由論題セッションも 1 つ設定しています。

2 日目の最後の共通論題Ⅱは、未来社会と公共政策と題し、AI による社会の変化、東京一極集中と地方創生、天皇・皇室の未来をテーマにじっくりと議論を行いたいと思います。

若手報告セッションの 2 つのセッションの討論者がいまだ調整中となっていますが、これらは理事を中心として、専門の近い会員に引き受けていただけるよう交渉を続けています。

2 日間にわたって、さまざまな研究成果に触れ、活発な議論が行われ、多くの交流が生まれることを期待しています。振り返って、あの大会で、社会と公共政策と公共政策学の未来が見えたということになると素晴らしいと思います。

会員のみなさまの参加を心よりお待ちしております。

日本公共政策学会　第 22 回研究大会プログラム

共通テーマ：公共政策学と未来
開 催 場 所：桜美林大学　町田キャンパス
開 催 日 時：2018 年 6 月 16 日（土）・17 日（日）

第 1 日目　2018 年 6 月 16 日（土）

9：00　受付開始（明々館 1 階　学生ラウンジ入口）

9：45〜11：15　若手報告セッション

若手報告Ⅰ　（明々館 A505）

報告者：池田　葉月（京都府立大学）
「政策評価論におけるプログラム概念の持つ意味」
中岡　大紀（京都産業大学）
「ユネスコにおけるアカウンタビリティの水準と改善能力」
司　会：楢原　真二（北九州市立大学）
討論者：西出　順郎（岩手県立大学）

若手報告Ⅱ　（明々館 A507）

報告者：竜　　聖人（兵庫県立大学）
「医療制度改革における『アイディア』の政治 ―『医療機能の分化・連携』という
アイディアに着目して―」
中原　朋哉（京都橘大学）
「日本のオーケストラに関する公的支援制度の研究 ―鑑賞者に対す直接支援の可能性―」
司　会：市川　喜崇（同志社大学）
討論者：青木　一益（富山大学）

若手報告Ⅲ　（明々館 A508）

報告者：青木　　隆（法政大学）
「地方公務員の給与構造改革に関する一考察 ―総務省が主張する『均衡の原則』とは何か―」
伊藤　哲也（法政大学）
「市区町村における議決条例の現状分析」
司　会：藤原　静雄（中央大学）
討論者：白石　克孝（龍谷大学）

若手報告Ⅳ　（明々館 A509）

報告者：福森　憲一郎（日本大学）
「サイバネティクス論が示す情報社会における『統治』概念の検討」
須川　忠輝（大阪大学）
「民主化後の東欧における地方自治の展開：政党による制度選択を中心に」
司　会：松元　雅和（日本大学）
討論者：調整中

11：30～11：50　総会Ⅰ　（太平館レクチャーホール）

12：00～12：50　理事会　（崇貞館６階Ｈ会議室）・昼休み

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ

企画委員会セッションⅠ　「地方議会の選挙制度改革」（明々館 A408）

報告者：片木　　淳（弁護士（元早稲田大学・元自治省選挙部長））
「女性地方議員を増やすための選挙制度改革」
辻　　陽（近畿大学）
「自治体の規模と地方議会のスペック」
出雲　明子（東海大学）
「選挙制度改革と議員のなり手問題の関係性」
鶴谷　将彦（奈良県立大学）
「地方議会選挙制度改革と小規模自治体－高知県嶺北地域の土佐町・大川村を事例に－」
司　会：木寺　　元（明治大学）
討論者：木寺　　元（明治大学）

企画委員会セッションⅡ　「健康長寿社会の実現に向けて －地域住民の医療リテラシーを底上げするためには？ 」（明々館 A407）

報告者：梶井　英治（筑西市医療監、元自治医科大学地域医療学センター長、自治医科大学名誉教授）
古城　隆雄（東海大学）
大西　　遼（京都府健康福祉部医療課医療人材確保担当主事）
司　会：堀　真奈美（東海大学）
討論者：堀　真奈美（東海大学）

企画委員会セッションⅢ　「小さな自治体の未来」（明々館 A406）

報告者：藤山　　浩（一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所）
「田園回帰の時代 ～小さな自治体の『縁辺革命』」
和田　知士（高知県大川村）
「離島を除いて全国一人口の少ない村」
山崎　幹根（北海道大学）
「北海道に見る小規模自治体の現状と課題」
司　会：楢原　真二（北九州市立大学）
討論者：今井　　照（地方自治総合研究所）

自由公募セッションⅠ　（明々館 A510）

報告者：奥井　克美（追手門学院大学）・杤尾　真一（追手門学院大学）
「政治・経済的自由度指標の多変量解析」
宮脇　　健（日本大学）
「リスク受容と政策態度に関する研究－豊洲への市場移転に関する意識調査分析－」
岩田　　崇（株式会社 ハンマーバード）
「『地域課題に関わる住民とのコミュニケーションについての全国市長、特別区区長調査』及び回答分析に基づく今後の地方自治についての考察と展望」
司　会：松井　　望（首都大学東京）
討論者：坂根　　徹（法政大学）、福井　秀樹（愛媛大学）

自由公募セッションⅡ　（明々館 A506）

報告者：河井　孝仁（東海大学）
「シティプロモーション評価指標の提案」
市島　宗典（中京大学）
「公共政策を意識した主権者教育の効果に関する研究」
尾田　　基（東北学院大学）
「エビデンスとレトリック：カジノ合法化のミクロプロセスの分析」
司　会：廣瀬　克哉（法政大学）
討論者：砂金　祐年（常磐大学）

15：15〜17：15　共通テーマセッションⅠ
共通論題セッションⅠ　「公共政策学の未来」（太平館レクチャーホール）

パネリスト：宇佐美　誠（京都大学）
岡本　哲和（関西大学）
金川　幸司（静岡県立大学）
佐野　　亘（京都大学）
塚原　康博（明治大学）
福田　耕治（早稲田大学）
司　会：窪田　好男（京都府立大学）
討論者：足立　幸男（京都大学名誉教授）

17：30〜17：50　総会Ⅱ　（太平館レクチャーホール）

18：00〜18：20　学会賞授与式　（太平館レクチャーホール）

18：30〜20：00　懇親会（桜カフェⅡ）

第２日目　2018年６月17日（日）

9：00　受付開始（明々館１階　学生ラウンジ入口）

9：45〜11：45　個別テーマセッションⅡ
企画委員会セッションⅣ　「IPBES 時代の生物多様性保全政策」（明々館 A408）

報告者：大山　耕輔（慶應義塾大学）
「IPBES と生物多様性保全政策 －重層的ガバナンスの視点から」
吉田　丈人（総合地球環境学研究所・東京大学）
「多様な主体の参加と伝統・地域知の利用がもたらす生物多様性保全」
山根　史博（広島市立大学）
「地域住民としてのアイデンティティ効用と地域固有の生態系サービスとの関係」
司　会：浅野　耕太（京都大学）
討論者：浅野　耕太（京都大学）

企画委員会セッションⅤ 「インバウンド観光の展開、可能性そして今後の課題」（明々館 A407）

報告者：水嶋　　智（観光庁次長）
　　糟谷　範子（京都市産業観光局観光政策監）
　　片山　健也（北海道ニセコ町町長）
　　塩谷　英生（公益財団法人日本交通公社観光経済研究部長）
司　会：米田　誠司（愛媛大学）
討論者：米田　誠司（愛媛大学）

企画委員会セッションⅥ 「公共政策教育手法としてのゲーミング・シミュレーション」（明々館 A406）

報告者：宮脇　　昇（立命館大学）「国際公共政策のゲーミング」
　　窪田　好男（京都府立大学）「地方自治のゲーミング」
司　会：玉井　雅隆（東北公益分科大学）
討論者：近藤　　敦（立命館大学）

自由公募セッションⅢ　（明々館 A510）

報告者：高橋　勇介（京都大学）・小嶋　大造（京都大学）
　　「ふるさと納税の利用者属性と納税要因」
　　和足　憲明（いわき明星大学）
　　「政令指定都市の財政赤字の比較分析：1975－2000」
　　米岡　秀眞（愛知工業大学）「職員構成要因がもたらす人件費の膨張と財政リスク」
司　会：昼間　守仁（元小平市）
討論者：西村　宣彦（北海学園大学）、川勝　健志（京都府立大学）

自由公募セッションⅣ　（明々館 A506）

報告者：戸田　　香（神戸大学大学院）
　　「事業終了を主導したのは誰か：都道府県営ダム事業を題材に」
　　小倉　慶久（関西大学）
　　「法曹養成制度改革はなぜ失敗したのか」
　　豊福　実紀（お茶の水女子大学）
　　「既婚女性の就労に対する税制の『壁』と利益分配政治」
司　会：岩崎　正洋（日本大学）
討論者：松田　憲忠（青山学院大学）

11：45～13：00　昼休み

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ

企画委員会セッションⅦ 「官学連携を考える――官と学の生産的関係の構築に向けて」（明々館 A408）

報告者：山谷　清志（同志社大学）
　　「政策評価をめぐる官学連携の意味」
　　森下　晶美（東洋大学）
　　「観光庁出向経験から見た官学連携のメリットと未来」
　　助川　　康（防衛省防衛研究所）
　　「官庁から見た学との連携の課題と展望」
司　会：福井　秀樹（愛媛大学）
討論者：福井　秀樹（愛媛大学）

企画委員会セッション Ⅷ 「マルチハザード型危機管理体制の最新動向」（明々館 A407）

報告者：山崎　栄一（関西大学）
「日本におけるマルチハザード的危機管理法制の可能性―マルチを担保する法制度とは何か？」
永田　尚三（関西大学）
「マルチハザード型危機管理体制の現状と課題」
佐々木　一如（明治大学）
「危機管理における課題設定：鳥インフルエンザへの対応を事例として」
白川　展之（文部科学省科学技術・学術政策研究所）
「マルチハザート社会における未来洞察－リスクアセスメントと戦略計画のための予測手法－」
司　会：永田　尚三（関西大学）
討論者：風間　規男（同志社大学）

企画委員会セッションⅨ 「RTD 公共政策学の蓄積とは」（明々館 A406）

報告者（話題提供者）：足立　幸男（京都大学名誉教授）
後　　房雄（名古屋大学）
小澤　太郎（慶應義塾大学）
新川　達郎（同志社大学）
細野　助博（中央大学）
御厨　　貴（東京大学名誉教授）
森脇　俊雅（関西学院大学名誉教授）
司　会：秋吉　貴雄（中央大学）

自由公募セッションⅤ　（明々館 A505）

報告者：武蔵　勝宏（同志社大学）
「国政調査権の制度と運用」
山田（岩間）千絵
「都市政策を対象とする内容分析の基本的条件に関する考察
－小竹向原地区における比較・協働史（1970－1991）のための前提整理－」
田畑　琢己（日本臨床政治研究所）
「民事差止原発訴訟における耐震設計審査指針の研究 －原発訴訟の時系列による分析」
司　会：縣　公一郎（早稲田大学）
討論者：田中　富雄（大和大学）

15：15～15：30　若手最優秀報告賞表彰式　（太平館レクチャーホール）

15：30～17：30　共通テーマセッションⅡ
共通論題セッションⅡ 「未来社会と公共政策」（太平館レクチャーホール）

パネリスト：増田　寛也（元総務大臣・野村総合研究所）
「縮小時代の公共政策」
御厨　　貴（東京大学名誉教授）
「天皇・皇室の未来」
司　会：後　　房雄（名古屋大学）
討論者：新川　達郎（同志社大学）

プ ロ グ ラ ム

第１日目　2018年6月16日（土）

9:00	受付開始（明々館１階　学生ラウンジ入口）				
時間	区分	討論者・司会	報告者	テーマ	会場
9:45〜11:15 若手報告セッション	若手報告Ⅰ	司会：楢原　真二（北九州市立大学） 討論者：西出　順郎（岩手県立大学）	池田　葉月（京都府立大学）	政策評価論におけるプログラム概念の持つ意味	明々館A505
			中岡　大紀（京都産業大学）	ユネスコにおけるアカウンタビリティの水準と改善能力	
	若手報告Ⅱ	司会：市川　喜崇（同志社大学） 討論者：青木　一益（富山大学）	竜　　聖人（兵庫県立大学）	医療制度改革における「アイディア」の政治 －「医療機能の分化・連携」というアイディアに着目して－	明々館A507
			中原　朋哉（京都橘大学）	日本のオーケストラに関する公的支援制度の研究－鑑賞者に対す直接支援の可能性－	
	若手報告Ⅲ	司会：藤原　静雄（中央大学） 討論者：白石　克孝（龍谷大学）	青木　　隆（法政大学）	地方公務員の給与構造改革に関する一考察－総務省が主張する「均衡の原則」とは何か－	明々館A508
			伊藤　哲也（法政大学）	市区町村における議決条例の現状分析	
	若手報告Ⅳ	司会：松元　雅和（日本大学） 討論者：調整中	福森　憲一郎（日本大学）	サイバネティクス論が示す情報社会における「統治」概念の検討	明々館A509
			須川　忠輝（大阪大学）	民主化後の東欧における地方自治の展開：政党による制度選択を中心に	
11:30〜11:50	総会Ⅰ				太平館レクチャーホール
12:00〜12:50	理事会・昼休み				崇貞館６階Ｈ会議室
13:00〜15:00 個別テーマセッションⅠ	企画委員会セッションⅠ	地方議会の選挙制度改革			明々館A408
		司会：木寺　　元（明治大学） 討論者：木寺　　元（明治大学）	片木　　淳（弁護士（元早稲田大学・元自治省選挙部長））	女性地方議員を増やすための選挙制度改革	
			辻　　陽（近畿大学）	自治体の規模と地方議会のスペック	
			出雲　明子（東海大学）	選挙制度改革と議員のなり手問題の関係性	
			鶴谷　将彦（奈良県立大学）	地方議会選挙制度改革と小規模自治体－高知県嶺北地域の土佐町・大川村を事例に－	

<table>
<tr><td rowspan="11">13:00
～
15:00

個別テーマセッションⅠ</td><td rowspan="4">企画委員会
セッション
Ⅱ</td><td colspan="3">健康長寿社会の実現に向けて －地域住民の医療リテラシーを底上げするためには？</td><td rowspan="4">明々館
A407</td></tr>
<tr><td rowspan="3">司会：
堀　真奈美
（東海大学）

討論者：
堀　真奈美
（東海大学）</td><td>梶井　英治
（筑西市医療監、元自治医科大学地域医療学センター長、自治医科大学名誉教授）</td><td></td></tr>
<tr><td>古城　隆雄
（東海大学）</td><td></td></tr>
<tr><td>大西　　遼
（京都府健康福祉部医療課医療人材確保担当主事）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">企画委員会
セッション
Ⅲ</td><td colspan="3">小さな自治体の未来</td><td rowspan="4">明々館
A406</td></tr>
<tr><td rowspan="3">司会：
楢原　真二
（北九州市立大学）

討論者：
今井　　照
（地方自治総合研究所）</td><td>藤山　　浩
（一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所）</td><td>田園回帰の時代～小さな自治体の「縁辺革命」</td></tr>
<tr><td>和田　知士
（高知県大川村）</td><td>離島を除いて全国一人口の少ない村</td></tr>
<tr><td>山崎　幹根
（北海道大学）</td><td>北海道に見る小規模自治体の現状と課題</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自由公募
セッション
Ⅰ</td><td rowspan="3">司会：
松井　　望
（首都大学東京）

討論者：
坂根　　徹
（法政大学）、
福井　秀樹
（愛媛大学）</td><td>奥井　克美
（追手門学院大学）
枋尾真一
（追手門学院大学）</td><td>政治・経済的自由度指標の多変量解析</td><td rowspan="3">明々館
A510</td></tr>
<tr><td>宮脇　　健
（日本大学）</td><td>リスク受容と政策態度に関する研究－豊洲への市場移転に関する意識調査分析－</td></tr>
<tr><td>岩田　　崇
（株式会社 ハンマーバード）</td><td>「地域課題に関わる住民とのコミュニケーションについての全国市長、特別区区長調査」及び回答分析に基づく今後の地方自治についての考察と展望</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自由公募
セッション
Ⅱ</td><td rowspan="3">司会：
廣瀬　克哉
（法政大学）

討論者：
砂金　祐年
（常磐大学）</td><td>河井　孝仁
（東海大学）</td><td>シティプロモーション評価指標の提案</td><td rowspan="3">明々館
A506</td></tr>
<tr><td>市島　宗典
（中京大学）</td><td>公共政策を意識した主権者教育の効果に関する研究</td></tr>
<tr><td>尾田　　基
（東北学院大学）</td><td>エビデンスとレトリック：カジノ合法化のミクロプロセスの分析</td></tr>
<tr><td>15:15
～
17:15
共通テーマセッションⅠ</td><td>共通論題
セッション
Ⅰ</td><td>司会：
窪田　好男
（京都府立大学）

討論者：
足立　幸男
（京都大学名誉教授）</td><td colspan="2">テーマ
公共政策学の未来
パネリスト：宇佐美　誠（京都大学）
岡本　哲和（関西大学）
金川　幸司（静岡県立大学）
佐野　　亘（京都大学）
塚原　康博（明治大学）
福田　耕治（早稲田大学）</td><td>太平館
レクチャー
ホール</td></tr>
</table>

17:30 〜 17:50	総会Ⅱ	太平館 レクチャー ホール
18:00 〜 18:20	学会賞授与式	太平館 レクチャー ホール
18:30 〜 20:00	懇親会	桜カフェ Ⅱ

第２日目　2018年６月17日（日）

9:00	受付開始（明々館１階　学生ラウンジ入口）				
時間	区分	討論者・司会	報告者	テーマ	会場
9:45 〜 11:15 個別テーマセッションⅡ	企画委員会 セッション Ⅳ	IPBES時代の生物多様性保全政策			明々館 A408
		司会： 浅野　耕太 （京都大学） 討論者： 浅野　耕太 （京都大学）	大山　耕輔 （慶應義塾大学）	IPBESと生物多様性保全政策 －重層的ガバナンスの視点から	
			吉田　丈人 （総合地球環境学研究所・東京大学）	多様な主体の参加と伝統・地域知の利用がもたらす生物多様性保全	
			山根　史博 （広島市立大学）	地域住民としてのアイデンティティ効用と地域固有の生態系サービスとの関係	
	企画委員会 セッション Ⅴ	インバウンド観光の展開、可能性そして今後の課題			明々館 A407
		司会： 米田　誠司 （愛媛大学） 討論者： 米田　誠司 （愛媛大学）	水嶋　　智 （観光庁次長）		
			糟谷　範子 （京都市産業観光局観光政策監）		
			片山　健也 （北海道ニセコ町町長）		
			塩谷　英生 （公益財団法人日本交通公社観光経済研究部長）		
	企画委員会 セッション Ⅵ	公共政策教育手法としてのゲーミング・シミュレーション			明々館 A406
		司会： 玉井　雅隆 （東北公益分科大学） 討論者： 近藤　　敦 （立命館大学）	宮脇　　昇 （立命館大学）	国際公共政策のゲーミング	
			窪田　好男 （京都府立大学）	地方自治のゲーミング	
	自由公募 セッション Ⅲ	司会： 昼間　守仁 （元小平市） 討論者： 西村　宣彦 （北海学園大学） 川勝　健志 （京都府立大学）	高橋　勇介 （京都大学） 小嶋　大造 （京都大学）	ふるさと納税の利用者属性と納税要因	明々館 A510
			和足　憲明 （いわき明星大学）	政令指定都市の財政赤字の比較分析：1975－2000	
			米岡　秀眞 （愛知工業大学）	職員構成要因がもたらす人件費の膨張と財政リスク	

<table>
<tr><td rowspan="3">個別テーマセッションⅡ</td><td rowspan="3">自由公募セッションⅣ</td><td rowspan="3">司会：
岩崎　正洋
（日本大学）

討論者：
松田　憲忠
（青山学院大学）</td><td>戸田　　香
（神戸大学大学院）</td><td>事業終了を主導したのは誰か：
都道府県営ダム事業を題材に</td><td rowspan="3">明々館
A506</td></tr>
<tr><td>小倉　慶久
（関西大学）</td><td>法曹養成制度改革はなぜ失敗したのか</td></tr>
<tr><td>豊福　実紀
（お茶の水女子大学）</td><td>既婚女性の就労に対する税制の「壁」と利益分配政治</td></tr>
<tr><td>11:45
～
13:00</td><td colspan="5">昼休み</td></tr>
<tr><td rowspan="12">13:00
～
15:00

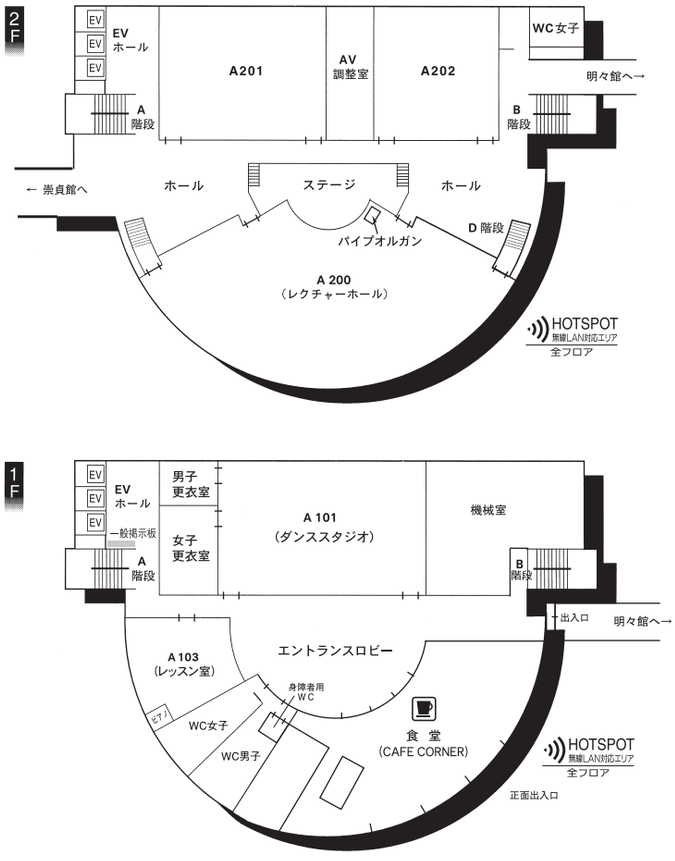
個別テーマセッションⅢ</td><td rowspan="4">企画委員会セッションⅦ</td><td colspan="3">官学連携を考える――官と学の生産的関係の構築に向けて</td><td rowspan="4">明々館
A408</td></tr>
<tr><td rowspan="3">司会：
福井　秀樹
（愛媛大学）

討論者：
福井　秀樹
（愛媛大学）</td><td>山谷　清志
（同志社大学）</td><td>政策評価をめぐる官学連携の意味</td></tr>
<tr><td>森下　晶美
（東洋大学）</td><td>観光庁出向経験から見た官学連携のメリットと未来</td></tr>
<tr><td>助川　　康
（防衛省防衛研究所）</td><td>官庁から見た学との連携の課題と展望</td></tr>
<tr><td rowspan="5">企画委員会セッションⅧ</td><td colspan="3">マルチハザード型危機管理体制の最新動向</td><td rowspan="5">明々館
A407</td></tr>
<tr><td rowspan="4">司会：
永田　尚三
（関西大学）

討論者：
風間　規男
（同志社大学）</td><td>山崎　栄一
（関西大学）</td><td>日本におけるマルチハザード的危機管理法制の可能性―マルチを担保する法制度とは何か？</td></tr>
<tr><td>永田　尚三
（関西大学）</td><td>マルチハザード型危機管理体制の現状と課題</td></tr>
<tr><td>佐々木一如
（明治大学）</td><td>危機管理における課題設定：鳥インフルエンザへの対応を事例として</td></tr>
<tr><td>白川　展之
（文部科学省科学技術・学術政策研究所）</td><td>マルチハザート社会における未来洞察－リスクアセスメントと戦略計画のための予測手法－</td></tr>
<tr><td rowspan="8">企画委員会セッションⅨ</td><td colspan="3">RTD 公共政策学の蓄積とは</td><td rowspan="8">明々館
A406</td></tr>
<tr><td rowspan="7">司会：
秋吉　貴雄
（中央大学）</td><td>足立　幸男
（京都大学名誉教授）</td><td></td></tr>
<tr><td>後　　房雄
（名古屋大学）</td><td></td></tr>
<tr><td>小澤　太郎
（慶應義塾大学）</td><td></td></tr>
<tr><td>新川　達郎
（同志社大学）</td><td></td></tr>
<tr><td>細野　助博
（中央大学）</td><td></td></tr>
<tr><td>御厨　　貴
（東京大学名誉教授）</td><td></td></tr>
<tr><td>森脇　俊雅
（関西学院大学名誉教授）</td><td></td></tr>
</table>

個別テーマセッションⅢ	自由公募セッションⅤ	司会： 縣　公一郎 （早稲田大学） 討論者： 田中　富雄 （大和大学）	武蔵　勝宏 （同志社大学）	国政調査権の制度と運用	明々館 A505
			山田（岩間）千絵	都市政策を対象とする内容分析の基本的条件に関する考察－小竹向原地区における比較・協働史（1970－1991）のための前提整理－	
			田畑　琢己 （日本臨床政治研究所）	民事差止原発訴訟における耐震設計審査指針の研究－原発訴訟の時系列による分析	
15:15 ～ 15:30	若手最優秀報告賞表彰式				太平館 レクチャーホール
15:30 ～ 17:30 共通テーマセッションⅡ	共通論題セッションⅡ	未来社会と公共政策			太平館 レクチャーホール
		司会： 後　　房雄 （名古屋大学） 討論者： 新川　達郎 （同志社大学）	パネリスト： 増田　寛也 （元総務大臣・野村総合研究所）	縮小時代の公共政策	
			パネリスト： 御厨　　貴 （東京大学名誉教授）	天皇・皇室の未来	

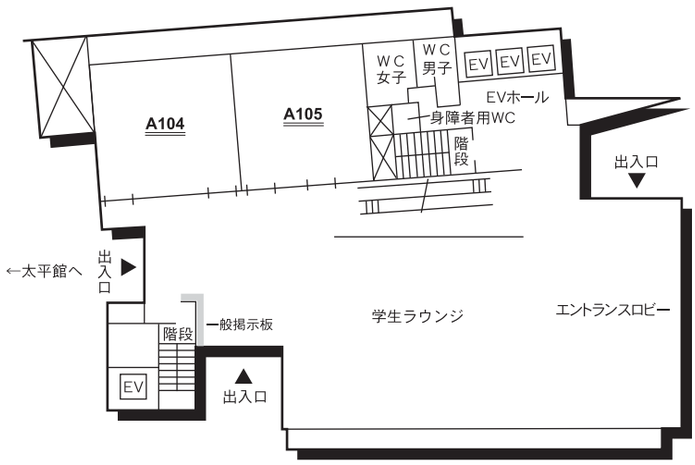
太平館（A）　（※全教室に教卓PC、及びプロジェクター装備）



明々館（A）

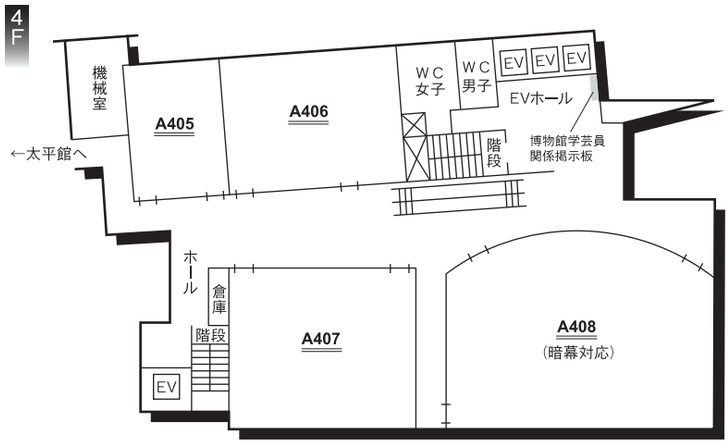
（※全教室に教卓PC、及びプロジェクター装備）
（═══ の教室は、遮光用ロールブラインド、又はカーテンも装備）

1F



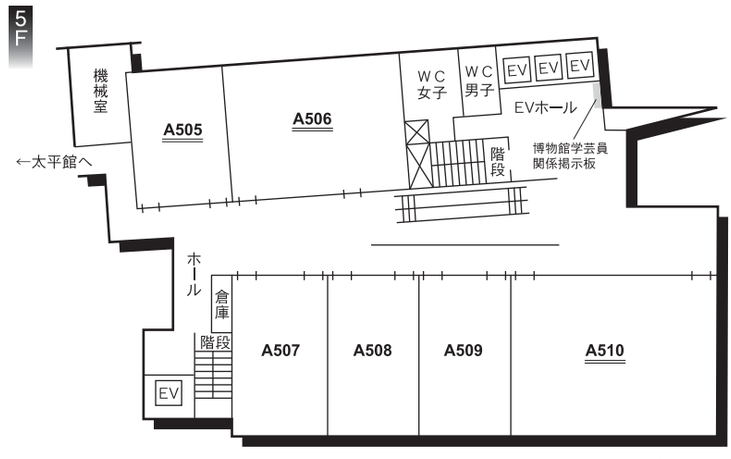
HOTSPOT 無線LAN対応エリア 全フロア

4F



HOTSPOT 無線LAN対応エリア 全フロア

5F



HOTSPOT 無線LAN対応エリア 全フロア

大　会　案　内

大会会場

・桜美林大学・町田キャンパス（明々館・太平館）：〒194-0294 東京都町田市常磐町 3758

・受け付けは、明々館 1 階 学生ラウンジ入口（掲載のキャンパス・マップ参照）で行います。

大会参加申し込み

・会員の方は、同封ハガキに出欠等をご記入の上、5 月末までに返送してください。

・非会員の方は、大会当日、受付にて大会案内・レジュメ集等印刷費負担金（1,000 円）をお支払いください。

予稿集（フルペーパー）

・各セッションの報告者によるフルペーパーは、5 月中旬に解説予定のサイト（下記 URL）にて、事前に閲覧・ダウンロードしてください。

https://ppsaj2018.com

・なお、フルペーパーの閲覧・ダウンロードの際には、下記パスワードが必要です。

obirin2018

・また本サイトは期間限定とし、2018 年 6 月末日をもって閉鎖します。

昼食

・初日のみ、会場隣の建物（清友館）の Family Mart が 08:00~14:00 で営業します。

・また、大学近くにはセブンイレブン、ローソン、マグドナルド、ケンタッキー、ピザハット、松屋、鎌倉パスタ等コンビニ、ファーストフード店があります。

・昼食、休憩場所として明々館 1 階学生ラウンジ、太平館 1 階 カフェコーナーがご利用いただけます。

懇親会会場

・崇貞館一階　桜カフェⅡにて、16 日（土）18:30 から行います

・会費は 5,000 円を予定しております。受付の際に会費をお支払ください。

宿泊施設

・JR 横浜線沿線に多くの宿泊施設があります。

桜美林大学までのアクセス

・桜美林大学 HP をご覧ください。

・初日のみ、JR 淵野辺駅、および多摩センター（京王、小田急）駅から学バスを運行しています。詳細は大学ＨＰをご覧下さい。

報告者および登壇者のみなさまへ

・プロジェクターはすべての教室にあります。ご利用の方は PC をご持参ください。

・HDMI および VGA の接続ケーブルを準備しています。別途アダプター等が必要な方は事前にご準備ください。

・会場にはコピー、印刷等の準備はありません。配布資料がある方は、事前にご準備ください。

町田キャンパス

- JR横浜線「淵野辺」駅よりスクールバス約8分。
- 京王線・小田急線・多摩モノレール「多摩センター」駅よりスクールバス約20分。

＊教室番号と校舎名との関連については、
目次を見て確認してください。



日本公共政策学会
第 22 回研究大会
レジュメ集

※報告者名簿の表記に関しては、本学会の慣例に従って、原則として、氏名と所属に限定して記載しています。
※本レジュメ集に掲載されていないレジュメは、当日、会場で配布される予定です。
※共通論題（ⅠとⅡ）および企画委員会セッション（Ⅰ～Ⅸ）関しては、大会企画委員会からの依頼による報告や学会非会員が行う報告が含まれていることから、個々の報告者によるレジュメの提出が必要とされていない場合があります。

政策評価論におけるプログラム概念の持つ意味

池田　葉月（京都府立大学大学院公共政策学研究科）

本研究では、政策評価に関する文献の検討を通じ、政策評価論におけるプログラム概念を整理し、それが公共政策学において持つ意味を検討する。公共政策学における政策の定義はプログラム概念に比べると抽象的であり、政策評価論のプログラム概念は構成要素などを示している。そのため、プログラム概念は政策の操作可能性を高めることができ、政策評価だけでなく政策デザインにも役立つ可能性があると考えられる。

１．プログラム概念の持つ意味

政策評価論では、政策は抽象的な目的や全体の方向性を示すものであると捉えられ、1つの完結した活動ではないため、評価の単位としてはより具体的なプログラムが妥当であるとされている。また、プログラム概念に対する関心は1960年代当初から高く、特に日本の政策評価論では最近再び関心が高まっている。

プログラムとは目標を達成するための活動や手段の集合であり、プログラムには課題の具体的な説明、解決策の手順、適切な手段を選択する基準、選択した手段の標準的な運用マニュアルとルール、スケジュール、必要な資源の総量と入手先の6つの要素とプログラム理論が必要であるとされている。プログラム理論とはプログラムの機能に関する詳細な説明であり、プログラムが実施されるプロセスと期待されるアウトカム、両者を結び付ける仮説から構成されるというのが政策評価論の共通認識である。

一方、公共政策学や実務では、政策はより抽象的に問題解決の手段や活動の方向性とされている。そのため、プログラム概念を用いて政策を捉えることで、必要な要素が含まれているか、どこに問題があるのかなどを検討することができ、操作可能性を高めることができる。つまり、評価から得た情報をもとに改善という政策形成を行うということであるから、プログラム概念は政策の形成においても有用であると考えられる。

２．課題

プログラム概念は政策の操作可能性を高めるものであるが、政策の目的よりも手段を重視するものである。公共政策学の原論では、政策の政治理念や目的は、政策目的に関する原理と技術的諸原理の両方の観点から考慮すべきであり、技術的諸原理は政策目的に関する原理を満たした上で考慮すべきものであるという議論もある。また、プログラム概念は必要な要素を示しているが、どのように作るのかという方法や手順を具体的に説明しているわけではないため、理想的なプログラムを形成できるとは限らない。よって、プログラム概念だけに注目していると政策が矮小化される危険性があるまた、政策の評価が不十分になるという懸念もある。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅰ

ユネスコにおけるアカウンタビリティの水準と改善能力

中岡　大記（京都産業大学大学院）

本報告の目的は、ユネスコ（UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）においては、政策評価（evaluation）に関して、いかなるアカウンタビリティ（accountability）の水準を求められてきたのか、また、求められた域に達していない場合には、どのような対応をとることによって改善を行ってきたのかということを明らかにすることにある。

そもそも政策評価をアカウンタビリティの手段として位置づけてよいかどうかについては論争があり、政策の改善の手段として位置づけるべきだとの見解もある。ユネスコにおいても――設立は 1946 年であるが――政策評価が注目されるようになった 1966 年以降、その目的は次期プログラムに生かすという「政策の改善」に主眼が置かれていた。ところが、1999 年に就任した松浦事務局長は、政策評価を「アカウンタビリティと政策の改善に資するもの」と位置づけ直している。

では、政策評価が政策の改善だけではなく、アカウンタビリティとして位置づけられることによって、その運用方法にどのような変化が生じたのか。あるいは、位置づけの変化に伴った実体的な変化は生じなかったのか。これを、次の 3 点に即して検討する。

第 1 に、政策評価がアカウンタビリティとして機能するためには、何について評価するのかという基準を設定せねばならないが､そこではどのような水準が設定されてきたのか。第 2 に、それら政策評価の結果がアカウンタビリティの手段として用いられたとき、問責者（加盟国）はどのような反応をとってきたのか。第 3 に、その反応の結果として、政策改善が行われてきたのか。

ユネスコは、主として教育・科学・文化を所掌する国際行政機関であるが、このような分野の政策はその成果が発現するまでに長期を要し、短期的には出資者たる加盟国を納得させにくい。さらに言えば、たとえ政策を実施した地域において何らかの成果が見られたとしても、当該政策との因果関係を特定することは極めて困難であり、ユネスコが自身の活動を正当化するのは簡単ではない。

しかし、国際機関にとっては「いかにして自身の活動を正当化し加盟国の協力を得るのか」という観点こそが、現実に最も重要である。本報告は、活動が理解されにくい国際行政機関におけるアカウンタビリティ制度の構築に一定の示唆を与えることを目的とするものである。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅱ

医療制度改革における「アイディア」の政治
－「医療機能の分化・連携」というアイディアに着目して－

竜　聖人（兵庫県立大学）

現在の日本は他国が経験したことのない超高齢社会に突入しており、今後一層の高齢化の進行が予測されている。そうしたなかで、この問題へいかに対処するかということは、医療・介護政策上の重要な論点となっている。そのなかでも医療供給体制に関する部分に注目すると、厚労省は 2000 年代後半以降、高齢者の長期入院の解消を目的として、「医療機能の分化・連携」という方針のもと、かなりの程度一貫した医療供給制度改革を進めてきた。また、医療政策のあり方をめぐって、厚労省とは対立関係にあるとされてきた医師会や医師会の支援者として位置づけられてきた自民党厚労族をはじめ、中央政府レベルでの医療制度改革の決定に深く関係することができるようなアクターの中で、こうした改革の方向性に対する支持が広まっているのも、近年の改革の特徴である。

本報告の目的は、2000 年代後半以降、厚労省がそうした医療供給制度改革を進めることができているのはなぜなのかを明らかにすることである。これにあたって、本報告では、アイディアの政治アプローチ、言説的制度論といったアプローチを用い、説明を試みる。その理由は、それによって、「医療機能の分化・連携」という考え方や言説の有する政治過程や改革内容を規定する機能を分析の中心に据えつつ、厚労省が対立関係の深い医師会を含めて多様な政治アクターからの支持を調達し、改革を進めている状況を分析することができるからである。

本報告の内容としては、まず、「医療機能の分化・連携」というアイディアが形成された 2000 年代後半以降における制度改革の過程や内容を確認する。次に、医師会をはじめとする関係団体や専門家、関係省庁、諸政党、政党内部のアクターの提言、マニフェストなどにおいて、医療機能の分化・連携を進めることが重視されていることを明らかにする。さらに、「医療機能の分化・連携」というアイディアと、近年、医療・介護の専門家や厚労省が推進している「地域包括ケアシステム」や安倍政権の下で強く主張されている「成長戦略」といった他のアイディア、言説との関係性を明らかにする。

これらを通じて、このアイディアが、規範的・技術的な側面で一定の正統性をもちうる形で構築され、アクターの利益観の変更を促していること、他のアイディア・言説との親和性をもつものとして機能していることなどから、改革を進める役割を果たしていることを説明する。ただし、このように中央政府レベルでの制度改革が進む一方で、この改革には、実際に制度を構築、稼働させていく医療関係者や自治体関係者との間に様々な認識の乖離があることも指摘されている。本報告では、こうした事態とアイディアや政策決定に関する制度の関連性や改革の抱える課題についても考察する。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅱ

日本のオーケストラに関する公的支援制度の研究
― 鑑賞者に対する直接支援の可能性 ―

中原　朋哉（京都橘大学大学院）

本研究では、日本のオーケストラに関する公的支援おいて、実施事例がほとんどなかった鑑賞者に直接支援する制度の可能性について考察する。

日本のオーケストラに関する公的支援は、自治体によるものが 1950 年、政府によるものが 1961 年、いずれも群馬交響楽団の財政援助を主な目的として交付されたものが最初である。以後、政府・自治体による支援は、楽団数の増加と共に拡大した。現在は、政府によるものとして「舞台芸術創造活動活性化事業」がある。政府に準じたものとしては、独立行政法人日本芸術文化振興会に、政府からの出資と民間からの寄付によって設けられた「芸術文化振興基金」がある。また、自治体による支援は、オーケストラと関係のある自治体が、必要に応じて支援制度を設けている。このような公的支援制度は、オーケストラの支援を目的とするものであっても、鑑賞する国民・住民の支援を目的とするものであっても、オーケストラに助成金が支払われてきた。そして、これらの制度における課題は、少しずつ改善が試みられているが、抜本的な解決策は見い出せていない。

そこで、本研究では、これまで芸術分野おいては否定的に考えられることの多かった、バウチャー制度や還付金制度といった、鑑賞者や将来鑑賞者になり得る人々に直接支援する制度（「需要者支援制度」と呼ぶ）を再検討し、その可能性について考察する。この分野の先行研究は少なく、現状の支援制度における逆進性の課題を解消するための方法として、海外の事例を基に、日本におけるバウチャー制度の可能性を示した田中鮎夢（2007）に限られている。本研究では、欧米、オーストラリア、韓国における、芸術分野に関するバウチャー制度の事例と、福島県飯舘村と北会津村で実施されていた芸術鑑賞に対する還付金制度の事例について、文献、ウェブページ、及びインタビューによって調査を実施した。

海外の需要者支援制度の事例では、これまで行われてきたオーケストラに助成金を与える制度においては、支援の恩恵を受けることの少なかった、若者、乳幼児、低所得層の人々、オーケストラが居住地の近くにない人々にも支援が行き届きやすくなるという有効性が見られた。また、飯舘村と北会津村で実施されていた需要者支援制度は、自治体が文化施設を建設した後に起きる維持管理や、事業の継続といった課題を見越したものであった。この二つの自治体では、文化施設の建設をする代わりに、他の自治体で芸術鑑賞をしてきた住民に対して還付金を支給するという制度を設けていた。この制度は、近年、老朽化や耐震問題によって文化施設がなくなった自治体において有効性が期待できるほか、今後の人口減少と、それに伴う政府・自治体の財源減少の中で、国民・住民の芸術鑑賞を支援し、更にはオーケストラの支援にもつながる制度として有効性が期待できるものだと考えられる。

しかし、この需要者支援制度もまた完全ではないことから、これまでのオーケストラに対する支援制度との両立、または一方の課題を他方の有効性が補う、ハイブリッド型の支援制度についても検討し、その可能性も示す。

■第１日目　６月１６日(土)

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅲ

地方公務員の給与構造改革に関する一考察
－総務省が主張する「均衡の原則」とは何か－

青木　隆（法政大学大学院）

総務省職員がメンバーである自治体給与人事研究会編著『自治体の給与・人事戦略』(2008, p.10）には、「給与を含めた地方公共団体の人事行政は、組織管理等と並んで、本来的には各団体における自主性と自立性が最も発揮されなければならない分野である」と記されている。このように、地方公務員の給与は、本来、地方自治の本旨から団体自治と住民自治の下に、その制度及び水準が決定されるべきものであると総務省も認めているのである。

しかしながら、地方公務員法に基づく、総務省が主張する「均衡の原則」の解釈により、地方公務員の給与は、制度及び水準のどちらにおいても、国家公務員の給与に準じるもの（＝「国公準拠」）とされてきたのである。

2005年の人事院勧告において、国家公務員の給与制度の抜本的な改革が勧告された。この勧告に基づく2006年度からの給与構造改革により、原則として全国一律であった国家公務員の給与水準は、地域民間給与水準の反映が行われ、地域毎に異なるものとなった。

一方、地方公務員の給与については、総務省が設置した「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）が、地方分権時代に対応した地方公務員の給与のあり方を検討した。研究会は 2006 年 3 月に報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめ、いくつかの改革の方向を提言した。この改革の方向は、その後の地方公務員の給与に関する総務省の基本方針となった。

報告書では、「均衡の原則」について給与制度面での適用の場面と、給与水準面での適用の場面を分けて対応することとし、従来の「国公準拠」の考え方は変更された。

具体的には、給与制度については、公務としての近似性・類似性を重視して「均衡の原則」を適用し、国家公務員の給与制度を基本とする一方、給与水準については、地域の民間給与をより重視して「均衡の原則」を適用し、各地方公共団体がそれぞれの地域の民間給与水準をより反映させた給料表を策定すべきとした。しかしながら、地域の民間給与水準が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準を、その地域の地方公務員の給与水準決定の目安とすべきという方針がとられた。これは、実質的に「地域毎の国公準拠」に他ならない。

総務省は各地方公共団体に対し国と同様に、2006年度からの給与構造改革の実施を要請し、ほとんどの地方公共団体が国の要請に応じていった。

報告書の記述、総務省による地方公共団体への要請によって、地方公務員の給与における自治権の確保といった理念の実現は後退している。その最大の原因は、総務省が主張する「均衡の原則」の解釈であると考える。

本報告においては、このことを明らかにするとともに、地方公務員の給与における自治権の確保に向けた新たな考察を試みたい。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅲ

市区町村における議決条例の現状分析

伊藤　哲也（法政大学大学院）

１.議決条例制度（制度による「決定の場」の変更）

地方自治制度は、長と議会の二元代表制を採用しており、地方公共団体の意思の決定に当たり長と議会どちらに決定権限があるかは、地方自治法（以下「自治法」という。）で規定している。自治法の規定では、団体意思に係る議会の決定権限が限定される一方で、長の決定権限は概括的に定められている。

しかしながら、長と議会のどちらに決定権限があるかは、いかなる場合でも固定的なものではなく、自治法第 96 条第 2 項の規定による条例（以下「議決条例」という。）を定め、議会の議決事件を追加することにより、長の決定権限を議会の決定権限とすること（「決定の場」の変更）が可能である。本報告は市区町村の議決条例の現状分析を中心に行う。

2.議決条例の現状分析（総務省議決事件調を分析）

2016 年 4 月 1 日現在において議決条例は 1741 団体のうち 1181 団体（67.8%）の市区町村で施行されており、多くの市区町村で普及している制度であることが分かった。

また、議決事件の追加の目的で分類をした場合、最も多く施行されている議決条例は総合計画議決条例（本報告では、議決対象を総合計画基本構想に限定せずに総合計画基本計画等までを含めた議決条例をいう。）であり、総合計画基本構想の策定及び議会議決義務を廃止した 2011 年自治法改正後に多く施行されている。この他に 2011 年自治法改正の影響を実質的になくすための基本構想議決条例（本報告では、議決対象を総合計画基本構想のみとする議決条例をいう。）や総務省の支援が受けられる政策である定住自立圏を形成する協定を締結することを目的とした議決条例の施行も多く見られた。

3.今後の課題（議決条例が政策決定に与える影響）

議決条例は、団体意思の決定権限（決定の場）を長から議会に変更を行うことができる制度である。言い換えれば、議会の権限の多様化が議決条例により設定されていることになる。特に総合計画議決条例については、総合計画という一般的には予算編成のガイドラインになる計画の決定権限（決定の場）を長から議会側に移すものであり、この条例（制度）が市区町村の政策決定に与える影響は大きいと考えられる。

議会権限が議決条例により多様化し、「決定の場」が異なることによる市区町村の政策やその実行手段としての予算編成に与える影響を明らかにすることは、公共政策学との関係で言えば、政策決定と制度の関係を明らかにする意味で重要であるが、この点は今回の現状分析を踏まえた上で今後の課題としたい。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅳ

サイバネティクス論が示す情報社会における「統治」概念の検討

福森　憲一郎（日本大学大学院）

本報告は、政策過程の分析理論に影響を与えたサイバネティクス論を再検討し、情報社会における個人レベルの通信環境の変化を分析対象とする。具体的には、制御目標に向けて自己維持を行うシステム構造の分析において、情報受信者における認識の変化に基づく、仮想的空間に対する「統治」の問題を明らかにする。

応用社会科学である公共政策学において、サイバネティクス論は、個別の政策デザインを行い、社会的利益の最大化を求めるシステム思考に対して影響を与えている。サイバネティクス論は、伝達される「情報」によってシステムの動作が「制御」される過程を明らかにすることにより、分析対象の一次的なモデル化ないし描写を可能にした。しかし、デジタル通信の発展に伴う情報環境の変化に対して、サイバネティクス論における「制御」概念は見直しを求められる。すなわち、分析対象システムの観察者自身が示す認識を分析アプローチのモデルに組み込む必要がある。

情報環境の変化として本報告は、送信者と受信者の間で交換される物理的パターンそのものの変化ではなく、むしろそのパターンによって生じる作用または機能の変化に注目する。ICT の発達に伴い、情報の発信を行う規模が拡大した一方、情報の受信に関する変化は明らかではない。異なるシステム間における情報交換を成立させる要素として、共通の概念構造が「強制される」必要性が指摘可能である。

閉鎖系システム間におけるコミュニケーションの成立可能性に対して、本報告は空間認識という点からアプローチを試みる。「サイバースペース」という概念が形成された背景には、機械の操作における複雑さを軽減するため、空軍の技術者によって行われたディスプレイの開発がある。人間とマシンをつなぐインターフェースへの取り組みは、その後、デバイスを用いた肉体の拡張から、アバターによる「サイバースペース」への入植へと変化する。仮想的な空間のメタファーとして生まれた「サイバースペース」は、ネットワークを構成する物理構造を直接に認識させない新たなインターフェース概念として認識が拡大する。

本報告の結論は、情報社会における相互的な通信概念を見直すことにある。全世界規模のネットワークを構築する通信インフラの構築は、情報の発信者における越境的なコミュニケーションを可能にする。しかし、情報の受信者は「サイバースペース」という空間的な認識のために、秩序の維持という観点から新たな「統治」が求められる。

９：45～11：45　若手報告セッション　若手報告Ⅳ

民主化後の東欧における地方自治の展開：政党による制度選択を中心に

須川　忠輝（大阪大学大学院）

1. 報告の目的

権威主義的な政治体制からの民主化という既存の政治行政制度の抜本的な変革にあたって，新たに導入される地方自治のあり方はどのような要因によって規定されるのか。公共政策の決定や実施の主体となり得る地方自治のあり方にヴァリエーションが生じるのはなぜか。本報告は，民主化後の東欧チェコ，スロヴァキアにおける地方自治制度の形成期(1990 年代)を対象として，上記の疑問を，制度選択の主体となる政党(とりわけ国政与党)を取り巻く政治的環境に着目して分析することを目的とする。

2. 報告の背景

社会主義体制からの民主化を果たした東欧諸国では、政治行政の民主化の一環として同時並行的に，それまで剥奪または制限されていた地方自治の構築や拡充が模索された。他方で，新たに導入された地方自治制度の詳細は各国によってヴァリエーションが生じ，中央政府に対する地方政府の自律性や財政・人員規模も国ごとに差異がみられる。本報告では，戦間期以降約 70 年にわたって同一国家を形成し，政治行政制度の多くを共有しつつも，民主化後に異なる制度選択を行ったチェコとスロヴァキアを比較分析することで，変数の統制を行いながら，上記のヴァリエーションが生じる要因を探る。

3. 分析の枠組み

地方自治のあり方を構成する要素は多岐に渡るが，本報告では主に次の 2 点について分析を行う。第 1 に，民主化直後に行われた地方自治に関する基幹となる法律制定の政治過程である。ここでは，地方政府内部の権限配置，あるいは中央政府との垂直的な関係を左右する執政部の選出方法に特に着目し，チェコでは議会から執政部を選出する制度が選択された一方で，スロヴァキアでは執政部の長たる首長を住民の直接公選によって選出する制度選択が行われた要因を明らかにする。第 2 に，実際に地方自治が運用される局面において，地方政府の規模や権能をどのようにデザインするか，すなわち地方での事務の増加という公共的課題の中で，地方政府の予算規模や公務員数を拡大し，機能強化によって対応したチェコに対し，スロヴァキアでは地方政府の機能を抑制しつつ，中央政府が出先機関の新設や機能拡充によって対応する手段を採った要因を分析する。

4. 分析と結論

報告では，統計データや議会議事録を用いた分析によって，制度選択の主体となる国政与党が中央・地方両レベルにおいて政策過程の一元的なコントロールを目指すこと，そして制度選択の差異は，野党との政党間競争や，中央政府と地方政府の党派性の一致度合いといった政治的環境の違いによって説明し得ることを明らかにしていく。また，分析に際してはこれまで公共政策研究で用いられてきた中央地方関係の諸理論を用いて，民主化後の地方自治における理念と現実のギャップにも言及したい。

■第１日目　６月１６日(土)

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　企画委員会セッションⅠ

地方議会の選挙制度改革

司会・討論者：木寺　　元（明治大学）
報告者：片木　　淳（弁護士（元早稲田大学・元自治省選挙部長））、辻　　陽（近畿大学）、
出雲　明子（東海大学）、鶴谷　将彦（奈良県立大学）

女性地方議員を増やすための選挙制度改革

片木淳（弁護士（元早稲田大学・元自治省選挙部長））

１．報告の目的及び背景

2018 年 3 月 27 日、内閣府男女共同参画局（及び有限責任監査法人トーマツ）が「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」を取りまとめて公表したが、報告者は、当該調査に関して助言を行った企画委員会の委員長を務めた。

本報告では、当該調査結果を紹介するとともに、企画委員会における調査のあり方をめぐっての論議も踏まえ、日本の地方議会の女性議員がなぜ少ないのか、その原因を広く考察するとともに、女性議員を増やすための選挙制度改革に焦点をしぼって論じる。

２．方法論

(1)　アンケート調査

全国の女性地方議員 4,170 名（平成 28 年 12 月 31 日時点）を対象とし、1,651 件のアンケート票を回収した（回収率 39.6%）。

(2) ヒアリング調査

事例１：夜間・休日を活用した議会運営の取組【長野県喬木村議会】
事例２：女性議会開催の取組【富山県南砺市議会】
事例３：議会における育児支援の取組【沖縄県北谷町議会】

(3) 国内外の関連情報の収集

３．アンケート調査の結果の要点

○　「女性議員が少ない原因として考えられる理由」
⇒　「政治は男性が行うものという固定的な考え方が強い」との回答が 59.1%
○　女性議員比率が高い議会に所属する議員ほど、「男性議員の理解やサポートがない」ことを課題としない傾向。
○　「育児に伴う休暇や休業制度、託児所や授乳室の有無」
⇒　休暇や休業は６割以上が規定なし。託児所や授乳室は９割以上がなし
○　アンケートで、40 歳代以下で未就学児を抱える女性議員の回答を抽出
⇒　「議員活動と育児の両立が課題である」との回答が 78.8%
○　選挙資金における自己資金の割合
⇒　自己資金の割合は平均で６割程度。
⇒　女性議員比率が高い議会ほど、選挙費用の自己資金の割合が小さい傾向。

４．女性地方議員を増やすための選挙制度改革

まず、女性が地方議員になるための阻害要因と促進要因について、包括的な要因分析を行う。その上で、「女性地方議員を増やすための選挙制度改革」に焦点を絞って論じ、地方議会の選挙制度改革全体の論議につなげる。

自治体の規模と地方議会のスペック

辻　陽（近畿大学）

近年，地方議会議員の選挙制度改革に関する議論が盛んに行われている。たとえば，地方議会においても比例代表制を導入すべきであるといったものがそうである。衆議院議員選挙において小選挙区制が導入されたものの，二大政党化が進まない要因として，マルチレベルでの選挙制度の不均一があるとされる。すなわち，地方議会の議員選挙においては選挙区定数が 1 の選挙区から 10 を超えるようなところまで不均一な制度が採用されており，またそれは衆議院議員選挙や首長選挙とも異なる選挙制度となっていることが，旧民主党など自民党に対抗する勢力の伸長を阻害すると述べるのである。

本報告では，このような選挙制度改革の議論をする以前にまず，地方議会にどのような機能を求めるか，その点を意識する必要があると主張する。そもそも地方議会の選挙区定数を分析に組み込んだ研究の多くが，選挙区定数が 1 から大きくても 10 台に留まる都道府県議会を対象としたものであり，同様の選挙制度を採る政令市以外の地方議会の選挙制度については分析の視野の外となっている。つまり，政令市以外の地方議会議員選挙は大選挙区制となっており，そこで活動する議員の置かれた状況も，都道府県や政令市の議員のそれとは異なる。人口規模が小さくなればなるほど，議員報酬は少なくなり，政務活動費が充当されない自治体も多くなり，専業議員として議会活動や政務活動を行うことが難しい現状がある。だとすれば，議会そのものに期待すべき機能についても，自治体の規模によって異なってくるものと考える方がよいのではないだろうか。

昨年，高知県大川村では，議員のなり手がいないとして，村内の有権者全員が参加する町村総会の設置が検討された。それを受け総務省内に設けられた「町村議会のあり方に関する研究会」において報告書がとりまとめられ，今年 3 月に公表された。そのなかで提言されているのは，これまでの自治体議会のあり方とは異なる二つの新しい議会モデルである。一つは「集中専門型」であり、生活給を保障する少数の専業的議員によって議会は構成されるとともに、議決権を持たないけれども予算案や条例案等の審議に参加する「議会参画員」を導入するというものである。もう一つはすべての非専業議員からなる「多数参画型」であり，夜間・休日に議会を開催することで、多様な職業をもつ有権者にも参加しやすい環境を整え、請負禁止規定を緩和することで、多くの有権者に議会の一員となってもらうことを想定したものである。

このようなモデルが提示されたこと自体，今後地方議会の形に多様性が生まれることを示唆するものであるといえるであろう。また，第二次地方分権改革が進展するなか，自治体間で議決対象となる事案にも大きな差が生まれつつある。たとえば，民泊について，政令市や保健所設置市区であれば条例を制定して独自に規制できるが，それ以外の市町村ではその規制を都道府県に委ねざるをえず，軽井沢町のように民泊法制に反発する自治体も現れている。このように考えると，やはり考えるべきは，第一に議会にどのような機能を持たせることかであり，第二にその機能を果たさせるのに望ましい議員像や議員構成，議会運営はどのようなものであり，そしてそのあと第三にそのような望ましい議員構成をつくるための選挙制度のあり方ではなかろうか。

本報告では，地方議会の選挙制度にまつわる議論をする前段として，地方議会の機能にかかる試論を提示する予定である。

選挙制度改革と議員のなり手問題の関係性

出雲　明子（東海大学）

１．「地方議会に関する研究会」（2014-2015 年）での議論

『地方議会・議員に関する研究会報告書』は、選挙制度について、都道府県では比例代表制を原則としつつ、選挙区との並立制等も検討し、市区町村では、規模に応じて、それぞれ、比例代表制、制限連記制、現行制度を維持しつつ選挙区を設置するという改革案を示した。

それに先立つ「地方議会に関する研究会」では、同様に、団体の規模や政党化の程度の違いに着目し、比例代表制、選挙区の設定、連記制を検討している。選挙制度との関連性は明示されていないものの、小規模団体の議員には代表性、大規模団体の議員にはそれに加えて専門性が重要になってくることが指摘されている。ただし、全体として、選挙制度に関する言及は少なく、むしろそれに至るまでにできること（なり手の確保、事務局機能の強化、住民参加による補完等）が重点的な検討課題として挙げられている。特に重視されていたのは、女性と勤労者が少ないことによって、住民の構成との乖離が生じている点であった。具体的に、これらの問題を解決する方策を打ち出すまでには至っておらず、第 29 次地方制度調査会同様、公務員の立候補制限の緩和を指摘するにとどまった。

２．なり手の不足と無投票当選の増加

同研究会の議論を受けて、報告者は、立候補や兼職に関する地方公務員法の制限の緩和を検討した（「公務員の被選挙権・兼職に関する制限緩和の可能性―新たな議員の担い手と公務員の政治的中立性―『東海大学紀要政治経済学部』48 号、2016 年」）。選挙制度の変更以前に対応可能なものであると考えたためである。国鉄が民営化されるまで、国鉄職員と市区町村議員の兼職が認められていた経緯からも、特に無投票当選が生じやすくなっている町村で有効な方法ではないかと考えた。

３．選挙制度となり手の不足の問題はどのように関わるか

先行研究（馬渡剛『戦後日本の地方議会―1955～2008』ミネルヴァ書房、2010 年）は、自由民主党の議席率が高い都道府県議会で無投票当選が生じやすく、それが過半数に満たない多党化した都道府県議会で無投票当選が生じにくいとする。多党化をもたらす選挙制度改革は、無投票当選の減少に有効に働くかもしれない。しかし、無所属議員が中心であり、当選後の会派の形成により一定のグループを形成している市町村議会の場合、強い一党がないにも関わらず無投票当選が生じている。改革案の一つである小規模団体での選挙区の設置が、なり手の問題にどのように影響するのかを検討する必要がある。現状でも選挙区は設置可能である（公職選挙法 15 条 6 項）。しかし、市町村合併を円滑に進めるために一時的に設置されたものの、2015 年までに廃止した団体が多く、少なくとも団体自身には今後の議会にとって有効な方法と認識されていないことを、どのように考えるか。

本報告では、上記 2 つの研究会での議論を踏まえて、選挙制度改革が議員のなり手の不足を解消するのかを考えたい。

地方議会選挙制度改革と小規模自治体

－ 高知県嶺北地域の土佐町・大川村を事例に－

鶴谷将彦（奈良県立大学）

総務省の『地方議会・議員に関する研究会報告書』では、地方議会・選挙への住民の関心の低さ、議員のなり手不足解消に向けた方策の一つとして、選挙制度の多様化を検討する改革案が示されている。このような検討が注目を浴びている背景としては、2017 年高知県嶺北地域の大川村が村議会を廃止し、村民総会の設置を検討する動きを見せたことが大きかったといえよう。大川村では、最終的に村民総会の設置は見送られたが、小規模自治体における議会・議員の在り方は、人口減少時代の日本において、今後深刻な問題になると考えられる。

高知県嶺北地域のような、中山間地域に位置する小規模自治体では、過疎化に加え、そもそも地方議会に対する住民の関心の低さも相まって、議員のなり手不足は深刻化の度合いを増しているとの意見もある。しかし、今回紹介する高知県嶺北地域でのインタビューを通じ詳細に地域の地方議員・住民に聞き取りを行うと、上述した議員のなり手不足以外にも、中山間地域の自治体をめぐる問題が発生していることが浮き彫りとなった。

そこで、本報告では、地方議会の選挙制度改革の動きが、小規模自治体にどのような影響を与えるのかについて、具体的な検討を行うために、高知県嶺北地域の小規模自治体である土佐郡土佐町、土佐郡大川村を事例として取り上げる。そして、これらの自治体において、総務省の「地方議会・議員に関する研究会」報告書にあるような選挙制度の選択制を導入することで、具体的にどのような課題や論点が出てくる可能性があるのかについて、検討していくこととしたい。

日本国内には、1999 年以降、人口 1 万人以下の小規模自治体として存続している自治体は、平成の大合併を経た後も約 400 自治体に上る。本稿で取り上げる 2 つの自治体も、高知県嶺北地域での合併が検討された際には住民投票を実施するなど、住民の地方自治に対する関心や意識は非常に高い地域であった。しかし、僅か 10 数年で議員のなり手にすら事欠くような状況となっている。

報告者は、この背景には構造的な住民自治に対する問題が、年数を重ねるにあたり蓄積されていったとの立場から、その実情を主に紹介していきたいと考える。また、あわせて『地方議会・議員の研究会報告書』で選挙制度改革の方向性が検討されたことが、小規模自治体に対して今後どのような点に影響を与えるのかについても示す予定である。

■第１日目　６月１６日(土)

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　企画委員会セッションⅡ

健康長寿社会の実現に向けて
－地域住民の医療リテラシーを底上げするためには？

司　会：堀　真奈美（東海大学教授）
報告者：梶井　英治（茨城県筑西市医療監、自治医科大学名誉教授）、
　　大西　　遼（京都府健康福祉部医療課主事）
　　古城　隆雄（東海大学健康学部健康マネジメント学科准教授）
進　行：趣旨説明　　各報告者からの取り組み
　　全体議論　　※全体討議では、質疑応答を行いながら、公共政策学や大学の役割として、地域住民の医療リテラシーを底上げするために必要なこと、課題について議論する。

＜セッションの趣旨＞

人類史上、初めての人口減少・超高齢化を迎える日本では、寝たきりとならず自立期間を減らし健康 な期間を伸ばす「健康寿命の延伸」が大きな社会的な課題となっている。

健康長寿の実現には、従来の社会保障政策の充実のほか、地域包括ケアシステムで求められるようなコミュニティの環境整備が求められる。同時に、セルフケアやセルフメディケーションが求められる時代の中、自らの健康を自分で守ることがこれまで以上に求められつつある。だが、地域住民が受診行動を考える上で必要な医療情報や、自分の健康を守るために必要な健康情報が提供されているとは言えない。さらに、一方で、それらを読み取る力、ヘルスリテラシーが必ずしも高いとは言えない。健康を守るとは、病気を予防し、病気になったら治療することだと長らく考えられてきたが、健康を病気の有無や身体状況によってのみ考えるなら、医療や介護が中心となるが、健康を、自分の心身と向き合い、あふれる情報や医療・介護などを上手に活用して、QOL も配慮した健康な暮らしを主体的に選択できるようになる必要がある。

本企画では、医療関係者、行政、大学教員の各立場での取り組みを紹介しながら、医療リテラシーの向上に向け何が必要かを議論したい。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　企画委員会セッションⅢ

小さな自治体の未来

報告者：藤山　　浩（一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所）
「田園回帰の時代～小さな自治体の『縁辺革命』」
和田　知士（高知県大川村）
「離島を除いて全国一人口の少ない村」
山崎　幹根（北海道大学）
「北海道に見る小規模自治体の現状と課題」
討論者：今井　　照（公益財団法人地方自治総合研究所）
司会者：楢原　真二（北九州市立大学）

小さな自治体は消滅してしまうのであろうか。2014 年に公表された増田レポートでは、2010 年から 2040 年にかけての 30 年間で、20～39 歳の女性人口が 5 割以上減少する市区町村が 373（全体の 20.7%）に上り、そのうち 2040 年時点で人口が 1 万人を切る小規模市町村は 243（全体の 13.5%）。こうした小規模市町村は「消滅可能性」が高いと言わざるを得ないと述べた。

小規模自治体では人口減少が進んでいるところもあり、厳しい経営状況であるのは確かである。しかし、その一方で人口が増加している地域もある。特に、離島や山間地域の自治体では人口増加に転じているところも生まれているのである。自治体が小規模であるからといって必ずしも消滅するとは限らないのではないか。本セッションではこうした問題意識に基づき、第一に、小さな自治体の現状とその挑戦的活動についてみていくことにしたい。

第二に、第一の点と密接に関連して、近年しばしば指摘されている「田園回帰」について考察することにする。東京への人口の一極集中に拍車がかかっていると言われるなかで、農山漁村を中心とした地域への田園回帰を指摘する声も大きい。田園回帰は、はたして太い線として大きな存在になっているのか、それともいまだに細い線なのか。その実態について考えることにしたい。

第三に、自治体の在り方について議論することにしたい。平成の大合併、そして人口減少社会の本格的到来を受けて、小さな自治体に対してネガティブな見方があるように思える。しかし、自治体が小さいということは悪い（好ましくない）ことなのであろうか。自治体に求められている役割が異なるので一概に単純比較はできないが、アメリカの自治体の人口規模は平均約 9,000 人、ドイツ約 6,700 人、フランス約 1,700 人と考えられる。日本は約 74,000 人である。自治体とは本来どのようなものであるべきなのだろうか。小さな自治体の未来を考えることを通して自治体とは何か、自治体の在り方について考えてみたい。

最後に、小さな自治体を考える上で不可欠といえる自治体間の連携・協働等についみていきたい。小さな自治体を巡る自治体間の連携は、これからの自治体経営や地方自治のあり方について重要な視点を提供すると思われるからである。

■第１日目　６月１６日(土)

離島を除いて全国一人口の少ない村

和田　知士（高知県大川村）

１．大川村の紹介

・四国のほぼ中央に位置する山間地。
・昭和 35 年頃の人口は約 4,100 人
・昭和 47 年に白滝鉱山が閉山　労働者約 2,000 人
・同じくして早明浦ダム建設による水没移転村民村外流出

【人口対策のポイント】

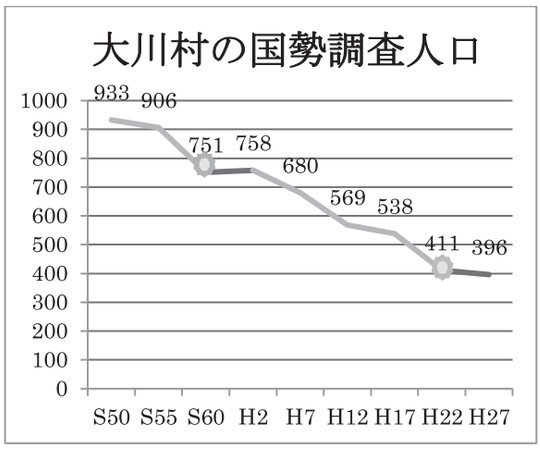
①昭和 60 年国勢調査人口：751 人

村の命運をかけて「大川村ふるさとむら公社」設立。雇用の場の確保、若者定住、産業の活性化に一応の成果を上げる。玉緑茶缶の試作、ペレットストーブの導入、水気耕栽培、地熱利用しいたけ栽培、大川地域を守る。

②平成 22 年国勢調査人口：411 人

地域を守るためには人口対策が必要不可欠。大川村の必要最低限人口を 400 人と設定（平成 24 年度）

※Ｕターン：積極的施策
※Ｉ Ｊターン：必要施策



２．産業振興

現状の高齢化率 44%では高齢者福祉が重要施策とならざるをえないが、敢えて高齢者に生涯現役、生涯むらづくりの一員と鼓舞。まだまだ浸透していない。

大川黒牛	土佐はちきん地鶏	花卉栽培農家
兵庫県但馬牛を中心に大川黒牛として 50 年前から黒毛和牛の改良に取り組み、村内一貫生産体制を目指し、畜産農家を中心として和牛生産組合を設立。一時期１億円産業となる。畜産農家の高齢化が進んだこととリーダーシップ（組合長）をする者の人材不足（責任を負いたくない）等により、㈱むらびと本舗に吸収。和牛部門２名で繁殖肥育 150 頭程度飼育。	H18 から県が開発した土佐はちきん地鶏の種鶏、生産に着手。県が関わった協議会組織での販売を実施していたが、種鶏、生産、販売をすべく H21 に㈱むらびと本舗設立。和牛生産組合解散に伴い H23 に第三セクターとして㈱むらびと本舗設立。種鶏、孵卵、生産、販売、事務の 15 名程度で年間 6 万羽生産。順次最終目標である 20 万羽に増産。H30 から食鳥処理場が本格稼働。雇用６名。最終的には 15 名程度の予定。	村内の若者が H27 に農事組合法人を設立し、常勤雇用３名の若者と花卉栽培を実施している。今後も順次若者の雇用が見込まれる。急峻な山間地であるため、ハウスを建てるにも敷地に莫大な造成経費が掛かるため、国・県の制度事業を活用しながら村も初期投資部分については支援中。今後更に発展する産業として大いに期待をしている。行政主導と企業主導の決定的違いをつくづく感じる。

営利主義で無ければならないが、村づくりと人口増加対策の課題

国策として大失敗になっている林業の衰退は、先人が身を粉にして孫子のために築いてもらった財産。材として価値が出てくるのが 50 年先。それが現状では全く価値があるものとなっていない。私自身に林業ビジョンが思いつかないので非難批判することは出来ないが、企業主導で実施されるＩＴ産業は巧みな仕掛けがあると思う。本来 100 出来ているものを５の開発にして販売する。ニーズを見ながら追加機能５を足して販売する。その様な販売戦略をも見据えたビジョンがあるからこそＩＴ産業が隆盛していると思う。一次産業においても色々と工夫する必要があると悩んでいる。

山村留学

年間に多くて２～３名の出生では中学校維持が出来ないことから山村留学を実施している。

昭和 60 年頃に始めた当初は里親方式で実施。受け入れ家庭の減少、高齢化により平成７年から完全寄宿舎制。小学５年生から中学２年生までを受け入れているが、12～13 名の留学生が大川小中学校に通っている。実施以来 200 名程の卒業生を送り出しているが、中学校を卒業した留学生には成人式に参加する資格を与えており、多くの者が大川村での成人式に参加してくれている。卒業生の中で大川村に就職した者が１名おり、村民として生まれてきた子ども達同様にUターンしてもらえる環境作りが課題。

ジレンマ

世の流れは生産性の向上と効率化。効率化＝機械化では人口対策が出来ない。
行政が関与した産業振興の功罪：働かせて頂く？働いてあげる？

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅠ

政治・経済的自由度指標の多変量解析

奥井　克美（追手門学院大）、杤尾　真一（追手門学院大）

世界各国の民主化・市場化度合いをあらわす政治・経済的自由度指標が作成されるようになっている。本報告ではこれらデータに多変量解析を施すことによって、経済体制の実態や推移を明らかにしたい。公共政策の集積が政治・経済的自由度指標となってあらわれていると考えられ、本報告は世界の公共政策の実相をとらえるとともに公共政策の国間比較を可能にし、今後とるべきそれの指針を提供することが期待される。

１．研究の背景

奥井(2015)では、政治的自由度と経済的自由度によって経済体制が決まるとして経済体制の公共選択分析を展開した。その中で以下の政治・経済的自由度指標を用いて経済体制の実態・推移の把握につとめた。①エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの民主主義指標、②フリーダムハウスの政治的権利指標と市民自由指標、③Polity IV プロジェクトのPOLITY2 政治的自由度指標、④ヘリテージ財団経済自由度指標、⑤フレーザー研究所世界経済自由度指標。

以下のような問題点が指摘された。第１に、②や③といった指標は、量的指標とはいえず、それらを使って量的分析を行うことに問題はないか。第２に、多くの要因を持つ政治的自由度（経済的自由度も）を１次元の指標にまとめることができるのか。これらを受けて、本報告では、自由度の構成要素にも配慮したうえで、政治・経済的自由度をカテゴリーデータととらえ、あるいは、それに変換して分析を行う。

２．分析方法

政治的自由度指標にフリーダムハウスのものを用いる。これは世界各国を「自由」「部分的に自由」「自由でない」の三つのカテゴリーに分類している。

経済的自由度指標にフレーザー研究所のものを用いる。これは企業の自由、貿易の自由、財政的自由など十分野の自由について 0 から 100 までの範囲で得点を与え、この十分野の単純平均によって国の経済的自由度を求めている。本研究では単純平均でなく、十分野のウェイトに配慮して経済的自由度のカテゴリーデータを作成する。

上記カテゴリーデータを用いて、経済体制の実態や推移を明らかにする。奥井(2015)の大きなメッセージの一つは、自由度の低い国が自由度を大きく伸ばすことによって自由度の高い国へのキャッチアップに成功し、自由度で示される制度の収斂がみられる、であった。本報告では、経済体制の収斂がみられるかを、カテゴリー間の移動を従属変数にとり、カテゴリーダミー変数を独立変数にとった順序回帰分析によって確かめてみたい。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅠ

リスク受容と政策態度に関する研究－豊洲への市場移転に関する意識調査分析－

宮脇　健（日本大学）

本研究は、2016 年 8 月に小池百合子都知事により提案された、豊洲への市場移転の先送りに関する政策決定とその後の一部移転という政策決定に対して、東京都民はどのような政策態度を示したのか、その意識構造を明らかにする。そして、その意識構造の中で、食品の安全に関するリスク回避の志向が、どのように市場の移転賛成と反対という政策態度に影響を及ぼしているのかを 2017 年 7 月の東京都議会議員選挙後に実施した Web によるアンケート調査をもとにしながら分析することを目的としている。

小池都知事が就任する前から、築地から豊洲への市場移転は東京都知事、東京都、卸売市場関係者など利害関係者の中ではすでに決まっていた事案であった。

この一連の問題を検討する際には、土壌汚染が深刻な場合、食品を売買する市場として人々の健康面で影響が出ないかといった、科学的かつ専門性を有する知見が必要であることは言うまでもない。一方で、市場移転という政策決定過程において、不透明と思われるプロセスを経たとされる、行政機関である東京都、当時の決定者、すなわち首長である都知事、議会で決議を行う都議会といったアクターに対する小池知事の不信がこの先送り決定に大きな影響を与えたことは考慮する必要がある。つまり、単に食の安全というリスクを受容することのみで市場移転の政策決定に関する議論が収まるだけでなく、その政策を取り巻く合意形成が重要であったと考えられる。では、この政策決定は東京都民に受け入れられていたのであろうか。受け入れられていた場合には、どういう要因が関係しているのであろうか。

食の安全やリスクに関する研究においては、専門的な知見から望ましくない情報が一般の人々に提示された場合には、リスク回避を選択する傾向にあるという結果が明らかになっている。しかし、政策決定の過程における住民の政策態度に関する研究では、合意形成に着目しながらも、専門性を持つアクターへの信頼、リスク認知や一般の人々が有する専門的知識の程度など、人々のリスク受容について焦点を当てながら研究が行われてきたとは言い難い。

そのため、豊洲への市場移転について、東京都民の政策態度を明らかにし、豊洲への市場移転に関する政策評価と各アクターへの信頼がその態度にどのように影響を及ぼしているのかを明らかにする。

公共政策における不確実性下での人々の意思決定過程について理解することで、複雑な利害関係を超えたアクター間の合意形成を構築するための糸口を探ることが出来る。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅠ

「地域課題に関わる住民とのコミュニケーションについての全国市長、特別区区長調査」及び回答分析に基づく今後の地方自治についての考察と展望

岩田　崇（株式会社ハンマーバード代表 / 慶応義塾大学）

国民主権の我が国において、「住民自治」「団体自治」のいずれでも地方自治の起点は住民にある。しかし、現在の地方自治において住民不在の状態が往々にしてみられる現状となっている。

そして、地方自治体は、３つの変化に直面している。

第１に、『社会環境』の変化である。人口はこれまでの歴史になかった減少トレンドに入っており、経済は高度成長後のモデルを未だに模索している。

第２に、『コミュニケーションテクノロジー』の変化である。インターネットが全国に普及し、スマートフォンの利用率が８割を越え大半の人がネットに繋がる一方、新聞購読率、テレビの総視聴率は低下傾向にあり社会課題が共有されにくい逆説的な構造が生まれている。

第３に、『地方分権と議会』の変化である。2000 年施行のいわゆる「地方分権一括法」によって、国と地方公共団体が名目上は対等な関係となった。しかし、予算と配分裁量は国が持ち続けることで、却って地方の自立が停滞しているという指摘もある。また、地方議会に関しては、担い手不足や機能不全の問題が指摘される中、今年２月、町村総会にかかる地方自治法の合憲性についてと題された国会議員から政府への質問主意書に対し、政府からは、”地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十四条の規定による町村総会は、憲法第九十三条第一項にいう「議事機関」としての「議会」に当たるものと考えている。”と答弁が示された。これは地方議会の在り方が代議制でなくとも合憲であるというものである。

これら３つの変化は、制定から 70 年を経た日本の地方自治の在り方が、前例踏襲では現実に対応できない状況であることを示していると言える。

そこで、全国 791 市、23 特別区の市長、特別区長を対象に、各自治体における地域課題の解消における住民とのコミュニケーションについて、現状と今後の２つの視点からのアンケート調査を実施する。調査では、全国の首長が住民とのコミュニケーションをどのように行い、どのような課題と問題意識をもっているかを、「自治体 PRM-Policy Relationship Management」（住民と政治家が共通情報に基づきくり返し意思表示を行いマッチングを行う特許技術）を開発、実践しているメディア開発者としての視点も設問設計に盛り込みつつ明らかにする。

本研究の公共政策学における意義は、来るべき地方自治を実践的に捉える視座を提供することにある。多くの研究が現場を真摯かつ精緻に分析しながらも、現実がその先に進み、後追いとなることもあるなかで、本研究が各首長の意見を集め学問的分析の基にフィードバックを行うことで、公共政策学が日本の地方自治の課題解決エンジンたる学問的アプローチの嚆矢となることを目指す。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅡ

シティプロモーション評価指標の提案

河井　孝仁（東海大学）

シティプロモーションとは、多くの場合行政が主唱者となり、地域の魅力を訴求することにより、地域に関わる人々の持続的な幸福を実現する資源を獲得する取り組みとして考えられる。

シティプロモーションは、定住人口の獲得や観光客の獲得、地域内経済成長を目的とする総合計画や総合戦略実現に向けた基盤を造るものとして位置づけることが必要である。

シティプロモーションが獲得し、上記の基盤となるものとは、一定の地理的範囲に関わる人々の意欲である。

筆者は、こうした地域に関わる意欲の「量」を地域参画総量として示し、その地域参画総量を増加させるためには、参画したくなるだけの魅力に満ちた地域のブランド形成を行うとともに、行政各部局による地域参画量の増加に向けた施策の実現や、地域に関わる人々やＮＰＯ、地域団体、企業などによる多様な活動が求められることを述べている（河井 2016）。

公共政策を実現し、政策を十分に評価することによって、納税者の十分な納得を得るためには、行政活動の成果は可能な限り定量化されなければならない。

それでは、シティプロモーションの成否をどのように定量化して評価するのか。

筆者は既に修正地域参画総量（mGAP)という概念を提起している（河井前掲書）。

修正地域参画総量（mGAP)は、シティプロモーションの成果としての、①市民及びターゲットとする域外住民の地域推奨意欲の向上、②市民の地域活動への参加意欲の向上、③市民による地域活動への感謝意欲の向上を、それぞれ定量化し、総合化するものである。

筆者は 2016 年に大阪府豊能町のブランド形成に関わり、参与観察を行った。この際、地域参画総量の考え方に沿って定量的に評価を行った。定量化の方法は修正地域参画総量指標（mGAP）の要素である地域推奨意欲指数、地域参加意欲指数、地域感謝意欲指数を用いた。いずれの指数も大きく上昇していることが確認できた。

今後、修正地域参画総量指標（mGAP）を構成する個々のデータの変化に着目することで、地域特性の動的な変化を確認し、公共政策を的確に実現する基礎を形成することができると考える。

参考文献

河井孝仁（2009）:『シティプロモーション　地域の魅力を創るしごと』，東京法令出版

河井孝仁（2016）:『シティプロモーションでまちを変える』，彩流社，

河井孝仁（2017）:『「失敗」からひも解くシティプロモーションーなにが「成否」をわけたのか」，第一法規

Leichheld, F. (2006)：“The Ultimate Question”, Harvard Business School Publisging Corporation，堀新太郎訳，『顧客ロイヤリティを知る「究極の質問」』，ランダムハウス講談社，2006.

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅡ

公共政策を意識した主権者教育の効果に関する研究

市島　宗典（中京大学）

近年の各種選挙における投票率の低下に対し、日本学術会議は、初等中等教育における主権者教育重視への転換、および、生涯学習としての主権者教育の体制の確立を提言している。2015 年 6 月に公職選挙法が改正され、2016 年の参議院議員通常選挙から 18 歳選挙権が実現した。18 歳選挙権の導入に伴い、主権者教育の必要性が叫ばれ始め、文部科学省も総務省と連携し、2015 年 9 月に政治や選挙等に関する高等学校における主権者教育用副教材を公表した。このことは、日本において主権者教育の議論が急激に高まり、その確立が社会的な要請となってきていることを示すものである。どのような主権者教育プログラムを展開していくべきかについては、学校現場のみならず、各地方自治体の選挙管理委員会等も高い関心を抱いているものであり、その開発は急務であると考えられる。そのプログラムが広く社会に普及し、実践されるようになれば、より効果的に主権者教育を実施することができるものと考えられる。

これまで日本においては、充分な主権者教育が行われていないことは多くの研究者が指摘しているところであり、18 歳選挙権の実現により、その必要性がクローズアップされている。しかしながら、主権者教育のプログラムを公共政策学の視点から検討したものはほとんど見られないのが現状である。これまで行われてきた主権者教育に関する研究を俯瞰してみると、中学校や高等学校の教員が中心となって主権者教育に当たる授業の事例を紹介しているもの、海外の主権者教育の事例を紹介しているものがほとんどであり、主として教育学の領域において行われてきたものである。

主権者教育の主な目的は、有権者を迎える前の若年層に対して投票することの意義を伝え、積極的に政治に参加する有権者を育てていくことであり、このことは政治学の観点から必要不可欠な論点であると考えている。さらに、公共政策学の観点からすれば、主権者教育が、政策すなわち公共政策について意識させる機会となれば、将来、有権者となった際に、公共政策を意識して投票するような有権者を育成することができるのではないかと考えられる。

以上のような問題意識から、本報告においては、愛知県内の市選挙管理委員会と連携して実施している模擬投票を軸とした主権者教育プログラムの中で最も実施量が多い、小学校における主権者教育を対象とし、受講児童に対する主権者教育前後の意識調査から、開発したプログラムの効果を検証し、今後の課題を探っていくことにしたい。そのプログラムや得られた知見は広く社会に公開し、主権者教育プログラムの共有化を図り、昨今、危惧されている若年層の政治参加の低下を解決に導き、より多くの若年層を投票に向かわせるような主権者教育プログラムとなっていくのみならず、より広く公共政策を意識した主権者教育が実施される素地となることを希望している。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅠ　自由公募セッションⅡ

エビデンスとレトリック：カジノ合法化のミクロプロセスの分析

尾田　基（東北学院大学）

本論の目的は、エビデンスが揃わない状況下における政策形成プロセスにおいて用いられるレトリックのはたらきについて論ずることである。近年の政策実務においては、エビデンスに基づく政策形成（evidence-based policy making）が重要視されるようになってきた。しかし、エビデンスが重視されるということと、全ての政策決定がエビデンスに基づいて行われるということの間には未だ乖離があるのが現状である。とりわけ、社会的に新規な事業の規制設計を 1 から形成する局面は不確実性が高く、充分なエビデンスが揃いづらい状況である。それは事業者にとっても事業経営が上手くいくかどうかわからないという不確実性があることだけに由来するのではない。さらにその事業を所管する行政や立法を行う国会にとって、規制を設計し、許認可を与えたものの失敗に終わってしまうという作為の過誤と、規制設計を行わず、許認可を与えずに、成功を見逃してしまうという不作為の過誤を両方同時に減らすことはできないという特性が、エビデンスが揃うのを充分に待てない現状を作り出すのである。

エビデンスには至らないものの、一定の納得感を獲得する政治的・技巧的言語表現のことを本論ではレトリックと総称したい。本論では正当化の類型として「類似性のレトリック」「比較考量のレトリック」という２種類の正当化レトリックを見いだすことができた。また、政策形成過程の終盤では「ポリシー・ベースド・エビデンス・メイキング（政策に基づくエビデンス形成）」とでも称すべき政策ありきのエビデンス蓄積という逆転現象が確認できた。これらの正当化手段について分析することで、エビデンスが足らないとき、あるいはエビデンスが重視されないときにどのような政策形成過程が表れるのかを分析する。

1. 類似性のレトリック：A と B は似ているのだから同じ待遇がとられるべきだ
   (ア)「パチンコが認められてカジノが認められないのはなぜか」
2. 比較考量のレトリック：メリットとデメリットの比較
   (ア) ギャンブル依存症を抑制するエビデンスがないのに入場料をとるのは何故か
3. “ポリシー・ベースド”エビデンス・メイキング
   (ア) 信条ありきのエビデンス選択
      ①　ギャンブル依存症の疑い「560 万人」を巡る解釈
   (イ) 政策が確立することで進むエビデンス
      ①　統計がとられるようになる「ギャンブル目的」「パチンコ目的」の刑法犯
      ②　ギャンブル依存症対策の強化　エビデンスか？言い訳づくりか？

15：15～17：15　共通テーマセッションⅠ　共通論題セッションⅠ

公共政策学の未来

パネリスト：宇佐美　誠（京都大学）
　　岡本　哲和（関西大学）
　　金川　幸司（静岡県立大学）
　　佐野　　亘（京都大学）
　　塚原　康博（明治大学）
　　福田　耕治（早稲田大学）
司　　会：窪田　好男（京都府立大学）
討　論　者：足立　幸男（京都大学名誉教授）

企画主旨：

日本公共政策学会も設立から20年以上が経ち、わが国の公共政策学も決して歴史が浅いとは言えなくなっている。そうした中、公共政策学と公共政策学会の現状をどのように認識し、その未来をどのようなものとして描くかは非常に重要な問題であると考える。このセッションでは、公共政策学の原論のほか、法学、経済学、政治学、行政学、国際政治学など公共政策学と密接に関連する専門分野を代表する方々をパネリストに迎え、それぞれの分野から見た公共政策学の現状分析と、それを踏まえた将来構想を10分ずつ報告いただく。討論者からも、積極的な問題提起が行われると思われる。フロアの会員からの、積極的な質問はもちろん、意見表明や提言も歓迎したい。

企画担当：窪田　好男（京都府立大学）

■第2日目　6月17日(日)

9：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　企画委員会セッションⅣ

IPBES 時代の生物多様性保全政策

報告者：大山　耕輔（慶應義塾大学）
「IPBESと生物多様性保全政策―重層的ガバナンスの視点から」
吉田　丈人（総合地球環境学研究所・東京大学）
「多様な主体の参加と伝統・地域知の利用がもたらす生物多様性保全」
山根　史博（広島市立大学）
「地域住民としてのアイデンティティ効用と地域固有の生態系サービスとの関係」
討論者・司会：浅野　耕太（京都大学）

現在我々が直面する環境の危機の一つは生物多様性の喪失である。生物多様性がはぐくむ生態系サービスは我々の生存基盤に深く関わり、その影響も普遍的であるがゆえに、生物多様性の適切な保全に関する科学的知見の獲得ならびにそれら知見に基づく政策対応は喫緊の課題といえる。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services，以下は IPBES と記す）は、喪失しつつある生物多様性の保全に資する科学的知見の収集とそれらの実践的活用のための政策提言を目的として 2012 年に設立された政府間組織である。本セッションでは、IPBES が掲げる理念を確認するとともに、IPBES 時代における生物多様性保全の国内政策展開を議論したい。すなわち、IPBES は生物多様性に関する生態学的・社会学的知見をいかにして実際の政策に取り込み、社会に還元しようとしているのか、そしてそこではどのような課題が指摘されているのか等、我が国の当該分野における研究の最先端を提示したい。

大山報告では、グローバルな IPBES のアセスメント活動と、各国各地域レベルの生物多様性保全政策との関係の課題について、重層的ガバナンス（multilevel governance）の視点から考察する。第一は、IPBES が、縦の政府間関係だけでなく、横の官庁セクショナリズムをつないでいるかどうか。第二は、さまざまなステークホルダーや先住民と伝統知（Indigenous and Local Knowledge: ILK）の参加や入力は、政府→市場→ネットワークへのアクター変化(ボトムアップ型や協働型)に対応するのか(企画立案と執行の違いを含めて)。第三の課題は、よいガバナンス(たとえば参加)は、生物多様性の回復や福利増進に効果があるのか。この 3 月コロンビアで開催された IPBES6 へのオブザーバー参加の経験を踏まえて話題提供される。

生物多様性は、生物や自然環境に見られるあらゆるレベルの複雑さや歴史の産物であり、生態系サービス（自然の恵み）を生み出す源泉となっている。そのため、生物多様性保全や生態系サービスの賢明な利用には、生物や自然環境に関してさまざまな知識をもつ人々の関与が必要であり、多様な主体（関係者）の参加の重要性が認識されている。多様な主体がもつ知識には、科学的な知識に加えて、伝統的な知識や地域に特有の知識（伝統・地域知）がある。吉田たちの研究グループは、生物多様性地域戦略や地域の生態系管理の事例において、多様な主体の参加と伝統・地域知の利用の実態を把握するとともに、それらの効果についても検討してきた。その最新の研究成果が紹介される。

日本には多様な風土があり、人間社会と様々な相互関係をもちながら、長い年月をかけて各地域で固有の生態系が形成されてきた。しかし近年、地方人口の減少やライフスタイルの変容が進む中で、そうした地域固有の生態系の保全が困難になりつつある。反面、昨年度に山根らが全国の 64 自治体の住民を対象に行った web 調査によれば、地域住民にとって、地域固有の生態系サービスの利用や関与は、そこで育んだ社会関係資本や地域への愛着と共に、地域の魅力に対する評価の向上や地域社会の一員としてのアイデンティティの強化を通じて、住民の経済厚生を高める要因となっている。山根報告では、こうした知見を提示しつつ、地域レベルでの生物多様性保全の展望する。

三者による話題提供を受けて、パネルディスカッション形式で総合討論を行う。

［企画担当委員：浅野耕太（京都大学）］

９：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　企画委員会セッションⅤ

インバウンド観光の展開､可能性そして今後の課題

コーディネーター：米田　誠司（愛媛大学准教授）

登壇者：水嶋　　智氏（観光庁次長）
糟谷　範子氏（京都市産業観光局観光政策監）
片山　健也氏（北海道ニセコ町町長）
塩谷　英生氏（公益財団法人日本交通公社観光経済研究部長）

【趣　　旨】

我が国の今日までの観光を概観すれば、高度経済成長期以降は団体型観光が盛んであったものの、その後個人・小グループ型の観光が主流となりつつある。また観光の形態も、従来は物見遊山型が主流であったものが、今日では温泉めぐり、地元グルメ、まち歩きなど、個々人の興味によって観光対象は幅広く捉えられ、多様に展開されてきた。こうした中、訪日外国人観光客によるインバウンド観光においても多様性が増しているものの、中でも訪日外国人観光客の来訪者数は、5 年前の 2012 年に 837 万人であったものが、昨年 2017 年には 2869 万人を数え、近年大幅に増加している。政府の目標値では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年には 4000 万人、2030 年には 6000 万人と設定されており、国においても地方においても、観光は政策の大きな柱の一つとなってきた。

これは観光庁をはじめとする国の各機関、全国の自治体、地域、観光関係者らの努力によるものであり、今後のさらなる展開と可能性が期待される。一方で、急速に進行する現実の中で、オーバーユースや過剰投資等による諸課題も発生しており、観光客を迎える地域の中で一部軋轢も生じ始めている。そこで、今後の持続可能な観光地域づくりのため、インバウンド観光にまつわる到達点や成果をまず検証し、これまでの政策展開について概観した後、各地域で顕在化、潜在化しているインバウンド観光推進上の諸課題についても議論し、今後の観光地域づくりに資することとしたい。

■第2日目　6月17日(日)

9：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　企画委員会セッションⅥ

公共政策教育手法としてのゲーミング・シミュレーション

報告者：宮脇　　昇（立命館大学）国際公共政策のゲーミング
報告者：窪田　好男（京都府立大学）地方自治のゲーミング
討論者：近藤　　敦（立命館大学）
司　会：玉井　雅隆（東北公益文化大学）

蟻の視点、鳥の視点の対比でいえば、ゲーミング・シミュレーションとは、蟻の視点でプレイすることに喜びがあり、それらのプレイを鳥の視点から俯瞰することに意義がある。全体を眺望できない二次元世界の蟻のいかに歯痒いことか。しかしこの歯痒さに現実の政策決定過程の本質がある。最適解を知る鳥は、均衡解で満足せざるをえない蟻に理解を示しつつ、最適解への道筋を時間を遡って解説する。ゲーミングとシミュレーションという元来異質の２つの用語が同調するのは、次元の異なる世界を往来する現実と学問の対話ゆえである。

公共政策のうち、国際公共政策では国連等の国際会議がゲーミングの舞台となる一方で、他方ではキューバ危機や世界変動のようにコンピュータ・シミュレーションも活躍してきた。コンピュータが科学的予測に失敗することがある一方で、他方、ヒューマン・ベースのゲーミングで生じる交渉や対立の予想には、後に現実でみられる事象も垣間見られる。例えば、世界の脱米化、新孤立主義ともいうべき米国の単独交渉志向、国連の機能低下、イギリスの EU からの離反等の傾向は、すでに 1990 年代当時の学生のプレイにみられた。「未来は過去になる」のとは対称的に、「過去が未来になる」という予言的意味で現実世界に既視感を教育者は得る。特筆すべきは、学生のプレイが箱庭世界の（単数あるいは複数の）流れを創造することがある。その流れにアクターがのることが少なくない。彼らは蟻の視点から魚の視点に移行するのである。これらの点を中心に、外交合意文書作成、危機管理、歴史、二国間交渉等のゲーミング開発の成功と失敗をふまえ、ゲーミングの意義と限界について宮脇昇会員が報告する。

次に、窪田好男会員は、可能な範囲で事例を紹介しつつ、地方自治や地方自治に関する公共政策をテーマとするゲーミングの現状や特徴を明らかにすることを試みる。また、ゲーミングを大学における授業や行政職員向けの研修等で利用することがあることを踏まえ、教育・研修で効果を上げるために必要なことは何かの考察を試みる。報告の暫定的な結論は、ゲーミングが教育・研修で効果を上げるために必要な 4 つの相互に関連する要素があること、それらは、ゲームシステム（ルール、コンポーネント）、プレイ、シミュレーション、ロールプレイングであることである。ゲームシステムを作るだけでもある種の人間には楽しい中、ゲームシステムが完成され、プレイされないと無いと楽しみも学びもないし、シミュレーションでロールプレイングでないと意味ある学びにならないからである。これはさしあたり地方自治のゲーミングについての議論であるが、他の分野のゲーミングにも通じる可能性がある。

これらの問題提起を受けて、世界大のゲーミングを実践してきた近藤敦会員を討論者として、公共政策教育の手法の発展の観点が提示され、議論の豊穣化を期する。

9：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　自由公募セッションⅢ

ふるさと納税の利用者属性と納税要因

高橋　勇介（京都大学）・小嶋　大造（京都大学）

ふるさと納税制度は，居住地以外の地方自治体への寄附金に対する所得税・住民税の控除制度として，2008 年度より導入された。ふるさと納税制度をめぐっては，これまで，理論面では主に租税論の観点から地方税原則との整合性の問題，執行面では地方自治体間の過剰な返礼品競争の問題などが指摘されてきた。他方で，制度を利用する側の動機が制度の想定と適合的な実態にあるのかどうかについては検証されてこなかった。そこで本報告では，ふるさと納税と一般的な寄附とを比較し，ふるさと納税がどのような要因によってなされているのかについて，アンケート調査からその実態を明らかにすることを課題とする。具体的には，ふるさと納税を行う要因として，信頼や互酬性，地域への愛着といったソーシャル・キャピタルに関連する要因がどの程度影響を与えているか，また，ソーシャル・キャピタル以外の要因として，世帯年収や就業形態などの個人属性がどの程度影響を与えているかについて順序プロビットモデルによる実証分析を行う。その際，ふるさと納税だけではなく，一般的な慈善団体等への寄附についても同様の分析を行い，一般的寄附とふるさと納税の要因の違いを比較する。また，ふるさと納税についても，自分に関わりのある地域と自分に関わりのない地域に分けることで，同じふるさと納税であってもそのモチベーションが異なるかどうかを検証する。

主な結果としては，世帯年収や一部の就労形態など経済的な要因とともに，ソーシャル・キャピタルの構成要素である互酬性の意識がふるさと納税の要因となっていること，また，世帯年収や世帯金融資産，就業形態といった要因が与える影響も一般的寄附とふるさと納税では異なっており，ふるさと納税を行うかどうかには経済的なインセンティブが影響していることが挙げられる。

ふるさと納税にソーシャル・キャピタルが影響していることに着目すれば，地方自治体にとって，返礼品という経済的なインセンティブを過大に付与しなくても，一定のふるさと納税は期待されるであろうし，ふるさと納税の利用者に対しては，互酬性の意識を引き出していくような取組が有効であることが示唆される。したがって，ふるさと納税を寄附とする立場に立てば，経済的なモチベーションの要素を極力抑制しつつ，互酬性の意識を引き出していくような仕組みや運用について検討していく余地があると考えられる。例えば，前者については，特例控除の見直しや返礼品の更なる抑制，後者については，ふるさと納税がどのように地域の役に立っているのかに関する情報発信なども考えられよう。いずれにしても，今後，利用者のモチベーションも考慮しながら，ふるさと納税のあり方や活用方策を考えていくことが必要である。

＊なお，本報告は，要藤正任准教授（京都大学）との共同研究の成果である。

9：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　自由公募セッションⅢ

政令指定都市の財政赤字の比較分析：1975－2000

和足　憲明（いわき明星大学）

本稿は、地方財政赤字に関して、政令指定都市間の比較を行う。具体的には、同一の大都市制度である政令指定都市のデータを分析することを通じて、地方財政赤字の決定要因を解明しようとする試みである。本稿の問いは、「政令指定都市の財政赤字を決定する要因は何か」、一般化すれば、「地方政府の財政赤字を決定する要因は何か」というものである。

なぜ本稿が政令指定都市を分析対象とするのかといえば、政令指定都市は次の点で地方財政赤字の比較分析を行う上で好都合だからである。第１に、自治省（現・総務省）の起債許可（同意）を直接受けるため、分析アクターの均質性が確保される。第２に、社会的経済的環境が近似しているため、社会経済的要因をコントロールできる。

その上で、本稿は、1975－2000 年を分析期間として設定するとともに、政令指定都市のなかでも、５大市（横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市）及び北九州市・札幌市・川崎市・福岡市を事例として選択する。

本稿は、先行研究の検討を踏まえて、次の２つの仮説を検証する。

第１に、「行政能力仮説」である。行政能力仮説とは、「市役所出身の市長であれば、市政に関する行政上・政治上の経験が豊富であり、その行政能力と人脈を生かして、効率的な市政を行うことが可能であるため、地方財政赤字は小さくなる」というものである。すなわち、市長が市役所以外の出身である場合には地方財政赤字が大きくなり、市長が市役所出身である場合には地方財政赤字が小さくなるというものである。

第２に、「市場規律仮説」である。市場規律仮説とは、「市の財政運営に対する市場圧力が強ければ、効率的市政を行う必要性が出てくるため、地方財政赤字は小さくなる」というものである。すなわち、市場公募債比率が低い場合には地方財政赤字が大きくなり、市場公募債比率が高い場合には地方財政赤字が小さくなるというものである。

以上の「行政能力仮説」と「市場規律仮説」を計量分析によって検証する。

最後に、本稿の内容と公共政策学との関係は次のようになっている。第１に、「公共政策学の体系における位置づけ」は、「in の知識」（政策決定に利用される知識）として財政政策の「政策分析論」であり、「of の知識」（政策のプロセスの構造と動態に関する知識）として地方財政赤字の「政策過程論」である。第２に、「公共政策学への理論への貢献」は、従来、地方財政赤字に影響を与える要因として着目されることが少なかった政治的要因に焦点を当てることである。第３に、「公共政策学への実践への貢献」は、地方政府の財政規律と人口減少社会における持続可能な地方行政体制の確立について政策的含意を示すことである。

＜参考文献＞

秋吉貴雄(2017)『入門　公共政策学』中公新書

9：45～11：45　個別テーマセッションⅡ　自由公募セッションⅢ

職員構成要因がもたらす人件費の膨張と財政リスク

米岡　秀眞（愛知工業大学）

本研究の目的は、自治体における人件費比率の上昇が、給与水準の上昇のみならず、職員の年齢構成や学歴構成の変化によって受ける影響の大きさを計量的に明らかにした上で、人件費政策上、それら諸要因をコントロールしていくことの重要性を示すことにある。計量分析では、1980 年から 2009 年までの都道府県の長期パネルデータを用いて、ラスパイレス指数と定員管理に強く依拠した人件費管理の有効性の範囲を示しつつ、自治体固有の事情としての職員の年齢構成と学歴構成に関して、補完的な人件費管理の手法に関する諸提言を行う。

総務省は、これまで自治体に対し、人件費管理をラスパイレス指数と定員管理に基づいて行うよう長らく推進してきた。そのような人件費管理は、一見して合理的なように見える。しかし、今日、国家公務員と地方公務員との間だけでなく、自治体間でも学歴別の人員構成や平均年齢は、大きく異なってきている。この点が考慮に入れられていないのでは、年々の人件費管理が想定通りに行えず、長期的な財政健全化に寄与しない可能性が出てくる。特に、その傾向は、行政職、教育職、警察職などの多様な職種を抱えている都道府県において、より強くなることが予想される。しかし一方で、公共政策学、さらには隣接分野の行政学や経済学などの先行研究を見渡しても、計量分析により、給与政策に着目するものは極めて多いところであるが、自治体固有の事情としての職員の年齢構成や学歴構成に着目して、定量的に検討を行っているものは、ほとんど見られない。このことから、本研究では、自治体の人件費に影響を与えることが予想される要因をすべて含めた計量分析を行うことに、一定の意義を見出している。

実証分析から得られた主要な結論は、以下のとおりである。自治体の人件費比率の上昇は、給与水準の上昇のみならず、職員の年齢構成と学歴構成の変化によって引き起こされている。具体的には、職員の高年齢化と高学歴化が、人件費比率の上昇に大きな影響を与えている。こうした発見事実の含意として、以下のことを指摘できる。ラスパイレス指数の算定においては、自治体の人件費比率に影響を与えているにも関わらず、職員の年齢構成や学歴構成が考慮されることは一切ない。場合によっては、各時点でみたラスパイレス指数がたとえ 100 を下回っていたとしても、職員の年齢構成や学歴構成の偏りに関する問題が根本的に解決されない限り、自治体の財政破綻のリスクは、温存されたままとなる。さらに、都道府県の場合、多様な職種を抱えていることから、各部局間において権限上の優劣関係が存在せず、自律的な内部調整が不足してしまうと、職員の年齢構成や学歴構成の問題をより複雑化してしまう可能性も考えられる。従来型の人件費管理の手法に対して、今後、補完的な手法が模索されていくべきことが、結論の含意として示唆される。

事業終了を主導したのは誰か：都道府県営ダム事業を題材に

戸田　香（神戸大学大学院）

１、本報告の概要

本報告は事業終了を政策過程の一部と位置づけ、終了とはいかなる営為なのかを解明し、誰がどのような目的でいかなる経路を経て終了を行うのかを明らかにする。

２、研究の背景

日本社会は、縮小傾向にあり、中央地方政府ともに財政規律の確保が大きな課題である。そのため一部政策や事業を今後、終了しなくてはならない状況に直面することが推測されるが、これまで終了をめぐって十分な議論が行われてきたとはいいがたい。また実際に終了した事例も少ないため、過去を参照することも容易ではない。現状では、仮に誰かが終了を検討した場合でも、どう議論を進めればいいのか、社会で合意された形はなく、ほとんどの人がよくわからない状態にある。本報告では終了という営為を解明することで、今後の社会での議論につなげたい。

３、方法論

本報告は定性研究の手法を取り、分析対象を都道府県営ダム事業の終了とした。具体的には青森、岩手、新潟、滋賀、鳥取の計 5 県で 1997 年以降終了された計 22 事例の終了の経緯についてヒアリング調査を行った。

４、結果

観察の結果、終了を主導したのは知事か官僚のどちらかであったことを示す。先行研究では終了促進要因として政治的要因をあげる考察が多かったが、本報告では事例調査の中で、政治家主導以外に官僚主導事例の存在を見出した。

また終了主導者ごとに地方政府が異なっていても共通する特徴があることもわかった。知事が終了を主導した理由は全て政策選好によるものであった。また知事主導事例は例外なく、地域の住民が終了のプロセスに参画し、それも知事が積極的に参画を促していたことも明らかにする。その理由を本報告では小選挙区で選出される知事選の制度からの説明を試みる。

一方、官僚主導事例は、いずれの知事もダム事業終了に強い政策選好を持っていたわけではなかったが、最初の終了事例はいずれも地方政府の財政状況の悪化に伴う政策転換を機に起きていた。政策転換の時期はおおむね地方政府における政権交代の時期と一致していた。地方政府の政策転換は地方政治の変動の影響を受けているという先行研究を本研究の観察では事例で裏付ける結果となったことも説明する。

9：45〜11：45　個別テーマセッションⅡ　自由公募セッションⅣ

法曹養成制度改革はなぜ失敗したのか

小倉　慶久（関西大学）

目的

本報告では、1990 年代以降推し進められてきた司法制度改革の中でもとりわけ「失敗」と指摘されることが多い法曹養成制度改革（司法試験制度改革、法曹人口増員、法科大学院制度導入を含む一連の改革）がなぜ「失敗」したのかを、政策形成過程の分析を通じて明らかにすることを目的とする。

概要

1999 年の司法制度改革審議会の設置に端を発する司法制度改革は、司法の制度的基盤、人的基盤、そして国民的基盤にわたり議論を展開した。法曹三者の対立と改革の挫折、または漸進的改革に特徴づけられてきた司法制度は、ここで幅広く再検討がなされ、戦後はじめてとも言われる大々的な制度改革が行われた。中でも、法曹養成制度改革は、従来の「点による選抜」から「プロセスとしての養成」への転換を図るもので、その中核をなす存在としての法科大学院制度の導入を伴った。しかし、一連の法曹養成制度改革には早くから「失敗」が叫ばれている。

政策の失敗は純粋に客観的な事実の問題というよりも、主観的な判断によっても左右されるものであると理解される。従って、同一の出来事や帰結を目前にしたとしても、異なる者は異なる解釈を行うかもしれない。法曹養成制度改革でも、なぜそれが失敗したのか、あるいはなにが失敗したのかの判断は様々である。しかし、他方において、「2010 年ごろに 3000 人」「相当程度（例えば 7〜8 割）の合格率」といった数値目標の未達に象徴されるように、「提案者が達成するとしていた目標を達成せず、反対が大きく、かつ／または支持がほぼ存在しない」（McConnell 2010: 356-357）という失敗の定義に当てはまるのは明らかであるように思われる。

その「失敗」の背景にある 1 つの要因として、法曹養成制度改革の制度設計時における「入り」と「出」の相互調整の欠如がある。すなわち、法科大学院の設置が制限されず、多数の法科大学院（従って法科大学院修了者＝司法試験受験有資格者）が誕生したのに対して、司法試験合格者数は制限され続けた。それが「負のスパイラル」を生み、様々な弊害を引き起こしてきたと指摘される（宮澤 2016 など）。そのとき、問題はなぜそのような不整合な制度設計がなされたのかという点にある。本報告では、政策失敗研究の知見も踏まえながら、政策過程分析を通じて明らかにすることを目指す。

※ 文献情報はペーパーに記載しております。

既婚女性の就労に対する税制の「壁」と利益分配政治

豊福　実紀（お茶の水女子大学）

安倍内閣は、既婚女性が自分の給与収入を 103 万円以下に抑えることで夫が所得税の配偶者控除を受けられるようにするという、女性の就労におけるいわゆる「103 万円の壁」の問題を踏まえ、女性が輝く社会づくり政策の一環として配偶者控除を見直す方針を示した。ところが 2017 年税制改正において、配偶者控除は維持され、「壁」は存続することとなった。本報告は、日本において女性の就労が拡大してもなお、既婚女性の就労に対する税制の「壁」が存続しているのはなぜか、その要因を探ろうとするものである。

通説的な理解によれば、配偶者控除は専業主婦世帯のために導入され、維持されてきた。導入された 1960 年代には女性が結婚して専業主婦となることが一般的だったが、共稼ぎ世帯の数が専業主婦世帯の数を上回るようになった中でも専業主婦を優遇していることは時代遅れである、との批判的評価もなされる。

これに対し本報告は、配偶者控除は、その制度自体はあまり変化していないものの、社会変化や他の制度の変化の影響を受けて、制度論において drift と呼ばれる実質的な変容（Hacker 2004、Streeck and Thelen 2005）を遂げていること、具体的には、農・自営業者世帯が控除の対象から外れ、妻がパートタイマーである多数の共働き世帯が控除の対象に加わったことを指摘する。そのうえで政治過程分析を通じ、自民党の利益分配政治が、税制上の「壁」の存続につながったことを論じる。すなわち自民党が、支持層である農・自営業者世帯に対しても増大した給与所得世帯に対しても恩恵を与える制度を拡充したことが、配偶者控除が drift しながら維持されることに寄与したとの解釈を提示する。このように本報告は制度の変容を捉えることにより、女性政策に関して強調されてきたイデオロギーに基づく意図的な政策変化だけでなく、利益に基づく意図せざる形での政策変化の重要性を示唆する。

Hacker, Jacob S. 2004. Privatizing risk without privatizing the welfare state: The hidden politics of social policy retrenchment in the United States. *American Political Science Review* 98(2): 243-60.

Streeck, Wolfgang, and Kathleen Thelen eds. 2005. *Beyond continuity: Institutional change in advanced political economies*. Oxford: Oxford University Press.

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ　企画委員会セッションⅦ

官学連携を考える――官と学の生産的関係の構築に向けて

コーディネーター：福井　秀樹（愛媛大学：国土交通省航空局出向経験者）

登壇者：山谷　清志（同志社大学：外務省経済協力局、大臣官房出向経験者）
「政策評価をめぐる官学連携の意味」
森下　晶美（東洋大学：国土交通省観光庁出向経験者）
「観光庁出向経験から見た官学連携のメリットと未来」
助川　　康（防衛省防衛研究所）ほか調整中
「官庁から見た学との連携の課題と展望」

【趣　　旨】

1990年代に証拠に基づく政策立案（evidence-based policy making (EBPM)）の必要性・重要性が謳われはじめてすでに久しい。エビデンスに裏付けられた政策の立案、説明、検証は、政策の効果・効率という観点に加え、国民に対するアカウンタビリティや行政の統制といった観点からも大きな意義を有する。しかし、わが国のEBPMに対する取り組みは「各府省における実践の準備・着手作業を行う段階に入った」（行政改革推進本部事務局「EBPM推進の「次の一手」に向けたヒント集～「EBPM夏の宿題」ヒアリングから～」平成29年11月29日）ばかりである。

国は、「EBPMに関するコミュニティの形成」を方針の一つに掲げ、学との協働に期待を寄せている（EBPM推進委員会幹事会決定「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針（骨子案）」平成29年12月26日）。政策分野によっては官が日常的に学から知見を得ている実態はあろうが、EBPMの定着はまだまだこれからという状況にあっては、政策の質の向上にとって官学協働・連携の余地は大きい。

わが国の政策立案の改善に、官と学はどのような連携を図っていくべきなのか。学は官に対してどのような知的インプットを行えるのか。官はどうすれば学の成果を活用できるのか。両者の間で生産的な関係を構築するには、それぞれに何が求められるのか。このセッションでは、官と学、両方の世界に関わりの深いパネリストの討論と、フロアとの意見交換を通じて、これからの官学連携のあり方を考える。

政策評価をめぐる官学連携の意味　　山谷清志（同志社大学）

官と学の関係について日本の行政学は、自らの役割を医学教育を念頭に基礎教育と臨床教育のたとえでイメージしてきた。もちろん、臨床的な教育、公務員の実践的養成ができないので「講壇的行政学は役にたたない」と批判される。それがいくぶん変化したのは1990年代末、橋本行革後にアカウンタビリティ概念と政策評価制度が官庁に導入されたためである。その後、官の世界とアカデミズムの世界の距離は格段に狭まり、政策を学び研究してきた政治学者や行政学者にとって絶好の機会が生じた。政策情報がインターネットで公表され、評価関連の外部有識者会議が作られ、官庁が用意するさまざまな場に招かれることで、研究対象（行政と政策）が身近になったからである。実はこの変化はもう一つの大きな意味をもたらした。官学連携の需要創出である。それには「３＋１」の４条件がある。

１．専門知識・専門能力

行政の世界では会計、法令解釈、海外事情知識など、個別の職場や職域に応じて必要な知識、それを運用できる能力が求められる。これらの知識や能力に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2001年)は、「評価」を追加した。しかし2001年当時、政策評価、独立行政法人評価、および実施庁（中央省庁等改革基本法によって1998年に創設）の評価について専門知識、専門能力は官庁側に少なく、アカデミズムの研究者にその知識のヒントや家庭教師役を求める場面が増えた。本報告で注目する官学連携である。

２．職務能力

会計や法令解釈の方法が職場や職域ごとに違うように、評価の専門知識とその専門能力もあらゆる官庁で普遍的に使用可能できるものではない。違うのである。官庁の特色、担当する政策の違いに応じて専門知識を正しくアレンジし、当面する職場の必要に応じて専門能力を修正しなければならない。この職務能力が評価の解釈と実践に求められる。

３．職場能力

専門能力と職務能力を、所属する職場で巧く発揮する能力を職場能力と言う。落としどころを探り、担当者同士の意見をすりあわせ、そつ無くこなす能力。職場能力は日常の業務での気づき、懇親会、ランチで培われるが、じつは先天的に備わっている能力かも知れない。

４．環境

何らかの環境の大変化が生じて官庁が上記の１～３を外部者に求めなければならない緊急事態が生じたとき、外部の政策学者・行政学者にとって絶好のフィールドワーク機会が生まれる。そして、この緊急事態に積極的に取り組む官庁は外部者である研究者に優しく、消極的な官庁は冷淡である。優しい官庁は、外部者が専門能力を発揮する場面を準備できる、「優れた官庁」になる。優れた官庁が増えると日本の研究レベルも向上する。

参考文献：水谷三公(1999)『官僚の風貌』(日本の近代13）中央公論社。

観光庁出向経験から見た官学連携のメリットと未来　　森下晶美（東洋大学）

1．　官学連携に関する課題意識（観光分野）

① データと言えるものが極めて少ない。特に経年調査のものが少ない。（政策としての調査は単発）
　⇒　専門家が少なく、経年で調査すべきものがわからない？

② 専門家の所在が情報共有されていない
　⇒　学会が未発達

③ 官が扱う分野に限りがあり、官学より産官を重視
　⇒　地域活性化やインバウンドに偏り、自治体や業界団体への対応的政策が多く、官学連携が重要とは考えられていない

④ 産官学間それぞれの信頼度が低い（各々自分以外のレベルが低いと考えている）

2．　出向経験から見た官学交流のメリット

（1）学にとって

① 組織や業務の枠組み、プロセスを理解（相互に共有）

② 産官学の関係性や取り組みの中での学の立ち位置を俯瞰（大学がやるべきことの再認識）

（2）官にとって

① 専門性の補完

3．　生産的関係の官学連携のために

相互理解の不足（リソース、枠組みなど）が生産的関係の構築を阻んでいる要因のひとつではないか

① 「出向」形態での官学交流は有効（産官学交流であればより有効）

② 交流の受け皿整備の必要性

③ 学会との連携（但し、学会がもっと活性化する必要あり）

■第2日目　6月17日(日)

官庁から見た学との連携の課題と展望　　助川康（防衛省防衛研究所）

１．個人的な問題意識
（１）省庁再編、規制改革、分権、民営化・民活など続く改革アジェンダ
（２）国内・国際社会経済の変化（に遅れがちな行政）
　　⇒政策を立案する際の基本的な理念／スタンスを定立することの難しさ
　　⇒そのような中、政策の質を上げるにはエビデンス評価と政策評価の充実が必要では

２．政策部門の現状
（１）増える任務と減る資源（do more with less）
（２）政策プロセスにおける諸条件：政治、価値、利害、時間、過去の政策
（３）政策立案のスタイル：法令、実現可能性、「まわし」（縦と横の調整）、データの「活用」
（４）個別専門の知見については学を頼る
　　しかし、その文脈に恣意性があると・・・

３．官庁における研究部門（政策部門との関係）
（１）代弁者または政策に貢献するための組織とみなされがち
（２）発想は自由、ただし無力
（３）アウトリーチ機能：学との連携、学からのインプットを得るチャネル

４．生産的な関係のために
（１）学と官の日常的な知見の交換
　　官側の資源が減少するほど、世の変化が複雑になるほど、学の知見を必要とする
　　官が学の言葉を理解できるように
（２）官ひいては社会全体の意識・認識
　　（１）に加え、政策を鍛えるためにエビデンスや政策分析が必要という認識の普及
（３）データの整備・整理
　　官学連携の必要条件の一つと思われるが、官側にて資源の再配分が必要か
（４）政策プロセスへの知的関与、政策研究の活性化
　　立案時においては政策のオルタナティブやメニューを
　　事後においては政策評価・分析を（過程研究だけではなく）

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ　企画委員会セッションⅧ

マルチハザード型危機管理体制の最新動向

報告者：山崎　栄一（関西大学）
「日本におけるマルチハザード的危機管理法制の可能性
―マルチを担保する法制度とは何か？」
永田　尚三（関西大学）
「マルチハザード型危機管理体制の現状と課題」
佐々木　一如（明治大学）
「危機管理における課題設定：鳥インフルエンザへの対応を事例として」
白川　展之（文部科学省科学技術・学術政策研究所）
「マルチハザート社会における未来洞察
―リスクアセスメントと戦略計画のための予測手法―」
司会者：永田　尚三（関西大学）
討論者：風間　規男（同志社大学）

CBRNE災害（化学・生物・放射性物質・核・爆発物による特殊災害）という用語が示すように、近年、危機案件が多様化し、その発生可能性が高まっている。わが国でも、福島第一原発事故やオウムサリン事件等の、原子力災害や化学災害が既に発生している。また、度重なる北朝鮮のミサイル発射実験や、2020年の東京オリンピックの開催で、核や爆発物による特殊災害への備えも、現実的な問題として年々その必要性を増している。更に、世界保健機関（WHO）は、鳥インフルエンザが、いつ突然変異で新型ヒトインフルエンザになって世界的な大流行（パンデミック）を起こしてもおかしくないと警告している。

しかし、わが国では特殊災害に対する危機管理体制整備や研究が、自然災害と比較するとまだ進んでいないのが現状である。地方公共団体の特殊災害に対する危機管理体制整備も、未だ実効性を欠く点が多い。背景としては、自然災害の発生頻度が著しく他のハザードより高いため、わが国では危機管理の体制整備や研究が、自然災害への対応偏重になってしまったことが挙げられる。

一方、危機管理の国際的潮流は、近年、マルチハザード（多様化した危機要因）型危機管理体制を志向する方向へと向かいつつある。しかし、わが国は自然災害偏重の独自路線を歩んだ結果、自然災害への対応体制は、世界でもトップクラスであるものの、特殊災害への対応体制整備においては、未整備な課題が多く、必ずしもマルチハザード型危機管理への流れに対応しきれていない側面がある（自然災害偏重型危機管理体制のガラパゴス化）。また、実際の災害対応を行う、地方公共団体の側の事情としては、特殊災害に対する専門性の欠如から、対応が遅れている側面がある。地方公共団体に、特殊災害に精通した人材まで確保する余裕がないからである。

本研究では、特にヨーロッパ諸国で盛んに整備されているマルチハザード型危機管理体制の国際的動向等を概観した上で、個々のハザードにおける対応体制の現状と課題について明らかにしたい。

■第2日目　6月17日(日)

13：00～15：00　個別テーマセッションⅡ　企画委員会セッションⅨ

RTD 公共政策学の蓄積とは

報告者（話題提供者）：足立　幸男（京都大学名誉教授）
後　　房雄（名古屋大学）
小澤　太郎（慶應義塾大学）
新川　達郎（同志社大学）
細野　助博（中央大学）
御厨　　貴（東京大学名誉教授）
森脇　俊雅（関西学院大学名誉教授）
司　会：秋吉　貴雄（中央大学）

企画主旨：

日本公共政策学会は設立から20年以上が経ち、わが国における公共政策学の歴史は決して浅いものではなくなっている。教科書も出版されているし、新書で入門書も出版されている。しかしながら、いまだに、公共政策学はあるのか、公共政策学の蓄積してきた成果とは何かといったことが様々な場面で言われることがある。そうした声に対しては、学会が、そして個々の会員が成果を上げ、発信するという活動を、粘り強く続けていくことで応じるべきだろう。そこで、このセッションでは、７人の顧問を招き、それぞれの観点から、公共政策学の蓄積とは何かについて報告してもらう。

ラウンドテーブルディスカッション（RTD）形式で行われるセッションなので、会場では報告者と参加者がラウンドテーブルを囲んで座る。各報告は、報告というよりも話題提供者と位置付けられ、時間も５分から７分程度と短時間の予定である。その分、質問と討論のための時間が多く用意されている。参加者から報告者（話題提供者）への質問や参加者間の討論が活発に行われることを期待している。

企画担当：窪田　好男（京都府立大学）

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ　自由公募セッションⅤ

国政調査権の制度と運用

武蔵　勝宏（同志社大学）

1.　本報告の目的

議会制民主主義における公共政策の決定においては、議会での審議と議決が不可欠である。今日の議院内閣制の議会においては、立法提案や予算編成を内閣に依存し、議会はその審議・議決過程を通じて、行政に対する統制を確保することが主要な役割となっている。国政調査権は、こうした議会による立法、予算審議、行政監督などの権能を実効的に行使するために、文書・記録の提出、証言などによって自ら必要とする情報を収集し、これに基づいて、議会の判断を形成する作用である。このことは、同じ議院内閣制諸国の英仏独各国においても共通しており、国政調査権の制度・運用において類似点も多い。そこで、本報告では、公共政策が形成されるプロセスにおける議会の国政調査の機能を英仏独の各国との比較を踏まえて明らかにし、その現状と問題点に対する解決策を検討することとする。

2.　本報告の概要

日本の議院の国政調査権は、英仏独各国と同じく、証人に対する出頭・尋問要求や文書等提出要求について、議会が法的強制力を行使できる。また、国政調査の目的についても、行政に対する監視や政府統制のみならず、政治家や官僚の不祥事などの政治調査や立法調査を対象としている。議院に代わって調査特別委員会や常任委員会において国政調査が行使されている点も、上記各国と共通する。しかし、日本の場合、独仏両国のような少数派による調査委員会の設置要求権が認められておらず、国政調査の結果を報告書として作成することも行われていない。また、55 年体制以降、証人的参考人制度に証人喚問が代替され、喚問件数自体が減少し、資料や記録の提出においても、守秘義務を理由に十分な解明が委員会において行われていない。1998 年に導入された衆参両院の行政監視を目的とする委員会や予備的調査制度なども、その機能が不活発化している。こうした機能低下の要因には、与党が国政調査に消極的で、委員会の全会一致または多数決を要件とする調査手続が、野党の国政調査要求の制約となっていることが指摘できる。

3.　本報告での提言

以上の問題点を踏まえ、本報告では、政治調査のための調査特別委員会の設置、公務員の職務上の秘密に関する調査での秘密保護措置、行政監視委員会の委員長職の与党内少数会派や野党への配分、予備的調査要求の 40 人の要件の引き下げ、調査報告書の作成などを通じて、委員会の国政調査機能を活性化させることを提言することとする。

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ　自由公募セッションⅤ

都市政策を対象とする内容分析の基本的条件に関する考察
―小竹向原地区における比較・協働史(1970－1991)のための前提整理―

山田（岩間）千絵

都市政策において、いかに良い（望ましい）都市をつくるかは一つのテーマである。直接的、間接的に関連する多様な学術分野の成果を管見すると、都市で起こる様々な出来事が、行政的な業務や、根本的に解決すべき問題（Urban affairs）を顕在化させ（篠原1977）、解決策としての（官・民・共による）多様な仕事へのニーズをつくり出してきたことがわかる。いわば、都市は都市（的生活様式）に関連する特定の政策ニーズを顕在化させ、都市問題（M.Castelles 1983; J.Jacobs 1984; 塩沢・玉川他編2016）の原因追及の論理の出発点となった。同時に都市的な生活様式の問い直しの契機を提供してきた。では、都市に関わる特定の政策ニーズとは、どのような価値観にもとづいて形成されてきたのか。

日本的文脈においては、[1]“自治体改革”の必要性を説き、都市政策に関わる政策イシューの体系化を行った研究者グループが存在し、そのまとまった研究成果がある（篠原,松下,他.）。時期を同じくして、日本全国の自治体レベルでの動向があった。いわゆる[2]“革新自治体”が誕生して特徴ある政策を展開していった。前者は公共政策の研究者、後者は地方のガバナンスを担う実践家（practitioner）―革新自治体首長と職員―という一見異なる集団であるが、彼らのめざしたものは驚く程似ていた。

筆者は、美濃部都政という典型的な革新自治体において試みられた”都民参加のまちづくり（３６（さぶろく）道路問題）”に注目し事例研究を行ってきた。悉皆的な過程追跡（Process-Tracing ）により、１９７０年代に始められた「民主的な都政の実現」という方針と、通常の都市計画の問題点に関する議論が、後の二つの公共事業に影響を与えてきたことを指摘した（山田 2006,2016a,2016b）。

本稿は、公共事業の協働（partnership）の担い手たちである政策担当者と一般の市民（地域団体）が執行に関わった事業のプロセス―（1）制度設計の実験である「住民投票構想（36調査会）」、（2）営団地下鉄8号.13号線建設事業（現在の東京メトロ有楽町線の一部区間）、（3）放射（35）36号道路建設事業）―において、それぞれが表明した政策言説と、この時代に示された二つのコンテクスト（理論家と実践）とを比較対照する内容分析を行う為に、基本的条件（議論の前提）の整理を行う。

歴史的制度論の観点からみれば、制度の継続性に関わる強力な要因として、共有されたルーティンや価値観（G.B.Peters 2012;P.Pierson2004;etc.）を挙げることができる。主唱された政策の原理（価値観）の由来を調査し、再編成することが本稿の課題である（都市政策に関わる政策言説の再編成）。

末尾になるが、かつての革新自治体の時代に主唱された都市政策に共通する「原理」と、今日において実践家が指摘する現在の都市計画やまちづくりに対する批判との間には、かなりの共通点がある。革新自治体の時代に遡って、都市政策に関する争点やその原理の現代的意義を再検討することも、今後の課題としたい。

１．都市に関わる特定の政策ニーズ　[学術的観点からの政策の原理（価値観）の由来に関する考察]

２．都市政策に関わる政策言説：内容分析の基本的条件 [議論の前提と観察するキーワードの選択]

３．本稿の含意　　[公共政策学における都市政策研究] [現代的な意義および今後の課題]

13：00～15：00　個別テーマセッションⅢ　自由公募セッションⅤ

民事差止原発訴訟における耐震設計審査指針の研究
－原発訴訟の時系列による分析

田畑　琢己（日本臨床政治研究所）

原発訴訟は、原発建設に反対してきた原告らにとって最後の抵抗手段であり、行政訴訟と民事訴訟に分かれる。行政訴訟は、原発の設置許可をした行政に対して、許可の取消を求める訴訟である。行政訴訟（取消訴訟）は、審査請求前置主義（行政不服審査法に基づいて処分のあった日の翌日から60日以内に異議申立をすることが前提である。）による。行政訴訟（無効等確認訴訟）は、出訴期間の制約がない（原告適格などが制約される。）。民事訴訟（仮処分、民事差止請求）は、審査請求前置主義の期間を徒過した場合、電力会社などの設置者に対して、住民が人格権や環境権に基づいて施設の建設・運転の差止を求める訴訟である。

原発訴訟には、多くの争点がある。福島第1原発事故を踏まえたときに、原発の地震に対する安全性が重要であろう。地震動の評価を理由に原発運転の差止を認めたのは、金沢地判平成18年3月24日判時1930号25頁であった。同判決の制度に与えた影響は大きく、昭和53年9月に制定された旧耐震設計審査指針（以下、「旧指針」という。）は、全面的に見直され平成18年9月9日に新耐震設計審査指針（以下、「新指針」という。）に変更されたのである。

本報告では、民事差止訴訟として争われた原発訴訟において旧及び新指針（以下、「指針」という。）が争点となった裁判例を取り上げた。裁判例の選択は、LEX/DBインターネット（TKC法律情報データベース）において「指針」の条件により抽出した裁判例を取り上げた。抽出された裁判例は、民事差止請求（6事件12裁判例）である。

全ての裁判例を1つの時系列の上に載せて、判旨の変化、すなわち司法が「学習」するプロセスを整理した。

裁判所が指針についてどのように判断しているのかについて検討・分析するとともに、裁判が制度に与えた影響について考察した。

福島第一原子力発電所事故から2年以上経過した平成25年7月に施行された新規制基準は、組織理念（平成25年1月原子力規制委員会決定）が示した「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という方針を出したのである。

この組織理念は、これまでの多くの裁判において原告らが主張したことと共通する内容であり、裁判が影響を与えたものであると考える。

■第2日目　6月17日(日)

15：30～17：30　共通テーマセッションⅡ　共通論題セッションⅡ

未来社会と公共政策

パネリスト：増田　寛也（元総務大臣・野村総合研究所）「縮小時代の公共政策」
　　御厨　　貴（東京大学名誉教授）「天皇・皇室の未来」
司　　会：後　　房雄（名古屋大学）
討　論　者：新川　達郎（同志社大学）

企画主旨：

公共政策学は、持続可能な社会を実現するための学問、未来創造のための学問である。持続可能な社会の実現や未来創造のためには、未来社会を予測し、それが望ましいものであるかを判断し、望ましい未来を実現するためにとるべき政策を創造する試みは欠かせない。また、社会に大きな影響を及ぼす制度について適切に理解することも必要である。

本セッションでは、パネリストとして、元総務大臣の増田寛也氏を招き、縮小時代をキーワードに、わが国の社会の持続可能性や未来について報告をいただく。人口の急激な減少が、都市や地域、経済や市民の生活にどのような変化をもたらすのかという将来予測とその方法、そして、それらにどのような公共政策で対応するのか、公共政策でどこまで対応可能なのか、公共政策以外の、AI等の技術、市場部門の動向、個々の市民の動きと公共政策の役割分担はどのようなものか、といった論点が考えられる。

もう１人のパネリストとして、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の座長代理を務めた御厨貴会員に、天皇・皇室の未来について報告をいただく。天皇・皇室は言うまでもなく、わが国の社会に大きな影響を及ぼす制度である。約200年ぶりの生前譲位が2019年に予定されているが、天皇・皇室の未来がどのようになるかについての予測、天皇・皇室の未来に関わり、どのような公共政策が求められるのかといった論点が考えられる。

縮小時代の日本の国と地方の未来を予測し、それをよりよいものとしていくために、市場セクターや市民セクターとの役割分担の中で、公共政策はどのような役割を果たすのか、そして、具体的にどのような公共政策が求められるのか。今回の研究大会の最後のセッションで、じっくりとした議論が行われることを期待したい。

企画担当：窪田　好男（京都府立大学）

第 22 回研究大会実施体制

日本公共政策学会第 22 回研究大会企画委員会

委員長：窪田　好男（京都府立大学）
委　員：浅野　耕太（京都大学）
　　加藤　　朗（桜美林大学）
　　木寺　　元（明治大学）
　　永田　尚三（関西大学）
　　楢原　真二（北九州市立大学）
　　福井　秀樹（愛媛大学）
　　堀　真奈美（東海大学）
　　宮脇　　昇（関西大学）

日本公共政策学会第 22 回研究大会実行委員会

委員長　加藤　　朗（桜美林大学）
委　員　青木　一益（富山大学）
　　岩崎　正洋（日本大学）
　　岡田　陽介（拓殖大学）
　　浅井　直哉（日本大学大学院）

日本公共政策学会第 22 回研究大会実行委員会事務局

桜美林大学　リベラルアーツ学群　加藤研究室
〒194-0294　東京都町田市常盤町３７５８
E-mail：ppsaj.2018jimukyoku.obirin@gmail.com

日本公共政策学会事務局

〒441-8522　愛知県豊橋市町畑町 1-1
愛知大学　地域政策学部　野田研究室
E-mail：jimukyoku@ppsa.jp

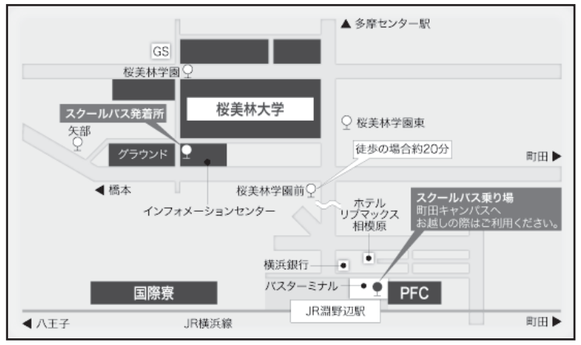
※この「大会案内・レジュメ集は」2018 年 5 月 9 日時点の情報に基づいて作成しております。
細心の注意を払っておりますが、誤字、脱字等不備がありましたら、ご海容ください。

◆会場

桜美林大学　町田キャンパス

〒194-0294

東京都町田市常盤町３７５８



■第１日目　２０１８年6月１６日（土）

9:00	受付開始（明々館１階　学生ラウンジ入口）		
時　間	区　　分		会　　場
	若手報告セッション		
9:45～11:15	若手報告Ⅰ		明々館 A505
	若手報告Ⅱ		明々館 A507
	若手報告Ⅲ		明々館 A508
	若手報告Ⅳ		明々館 A509
11:30～11:50	総会Ⅰ		太平館レクチャーホール
12:00～12:50	理事会・昼休み		崇貞館６階Ｈ会議室
	個別テーマセッションⅠ		
13:00～15:00	企画委員会セッションⅠ	地方議会の選挙制度改革	明々館 A408
	企画委員会セッションⅡ	健康長寿社会の実現に向けて －地域住民の医療リテラシーを底上げするためには？	明々館 A407
	企画委員会セッションⅢ	小さな自治体の未来	明々館 A406
	自由公募セッションⅠ		明々館 A510
	自由公募セッションⅡ		明々館 A506
	共通テーマセッションⅠ		
15:15～17:15	共通論題セッションⅠ	公共政策学の未来	太平館レクチャーホール
17:30～17:50	総会Ⅱ		太平館レクチャーホール
18:00～18:20	学会賞授与式		太平館レクチャーホール
18:30～20:00	懇親会		桜カフェⅡ

■第２日目　２０１８年6月１７日（日）

9:00	受付開始（明々館１階　学生ラウンジ入口）		
時　間	区　　分		会　　場
	個別テーマセッションⅡ		
9:45～11:45	企画委員会セッションⅣ	IPBES 時代の生物多様性保全政策	明々館 A408
	企画委員会セッションⅤ	インバウンド観光の展開、可能性そして今後の課題	明々館 A407
	企画委員会セッションⅥ	公共政策教育手法としてのゲーミング・シュミレーション	明々館 A406
	自由公募セッションⅢ		明々館 A510
	自由公募セッションⅣ		明々館 A506
11:45～13:00	昼休み		
	個別テーマセッションⅢ		
13:00～15:00	企画委員会セッションⅦ	官学連携を考える－官と学の生産的関係の構築に向けて	明々館 A408
	企画委員会セッションⅧ	マルチハザード型危機管理体制の最新動向	明々館 A407
	企画委員会セッションⅨ	RTD 公共政策学の蓄積とは	明々館 A406
	自由公募セッションⅤ		明々館 A505
15:15～15:30	若手最優秀報告賞表彰式		太平館レクチャーホール
	共通テーマセッションⅡ		
15:30～17:30	共通論題セッションⅡ	未来社会と公共政策	太平館レクチャーホール

日本公共政策学会
第 22 回研究大会

大会案内・レジュメ集

2018年6月16日（土）～17日（日）

会　場：桜美林大学　町田キャンパス

開催校：桜美林大学